

プラットフォームサービスに係る違法・有害情報 (誹謗中傷、偽情報等) への対策に関する主な論点

2021年6月10日 事務局



プラットフォームサービスに係る違法有害情報対策に関する議論の整理

- **誹謗中傷及びフェイクニュース・偽情報への対応について、**昨年2月の報告書や、「緊急提言」及び「政策パッケージ」に基づき、プラットフォーム事業者をはじめとする官学産民の多様なステークホルダーによる取組は適切に進められているか。
- 諸外国ではどのような制度的検討や対策が進められているか。

1. 誹謗中傷への対応に関する現状と課題

- (1) 現状と課題
 - ①これまでの対策の方向性
 - ②流通状況
 - ③各ステークホルダーの取組状況
- (2) プラットフォーム事業者等による対応の モニタリング結果
- (3)海外動向

2. 偽情報への対応に関する現状と課題

- (1)現状と課題
 - ①これまでの対策の方向性
 - ②流通状況
 - ③各ステークホルダーの取組状況
- (2) プラットフォーム事業者等による対応の モニタリング結果
- (3)海外動向
- 当該実態を踏まえ、誹謗中傷や偽情報等の違法・有害情報への対策として、プラットフォーム事業者をはじめとする多様なステークホルダーにより、**今後さらに具体的にどのような取組が進められることが適当か**。
- 特に、プラットフォーム事業者について、**自律的な情報の削除**等の対応及び**取組の透明性やアカウンタビリティの確保**が適切に行われるよう促しつつ、それらの**取組状況をモニタリングし検証・評価を行うという共同規制的なアプローチを実効的に実現するために、どのような方策が必要か。**

3. 今後の取組の方向性

- (1) 違法・有害情報全般への対応
- (2) 偽情報への対応

1. 誹謗中傷への対応に関する現状と課題



(1) 現状と課題 ①これまでの対策の方向性

論点

- インターネット及び携帯電話・スマートフォン等の急速な普及は、個人間のコミュニケーションを容易にするとともに、個人がソーシャルメディアにおいて様々な発信を行うことを可能とした。特に、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のソーシャルメディアの利用時間や利用率は近年大きく伸びており、我が国の日常生活や社会経済活動において大きな役割を果たしている。
- しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われるいわゆる「炎上」事案や、震災や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因する誹謗中傷が行われるなど、特にSNS上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっている。
- これらの状況を踏まえ、当研究会において、2020年8月に「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」(以下「緊急提言」という。)を公表し、これを受けて、総務省において2020年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」という。)を策定・公表した。
- <u>誹謗中傷対策について、PF事業者の取組は十分か</u>。緊急提言や政策パッケージを踏まえ、<u>官民の取組は適切に</u> 進められているか。



(総論)

1. 検討に当たっての基本的な視点

多様な観点の実現を基本的な視点して具体的な方策を検討することが重要。

- 2. インターネット空間の特性を踏まえた検討の必要性インターネット上のサービスの形態や性質に応じた検討が必要。
- 3. 誹謗中傷のうち権利侵害情報(違法情報)と権利侵害 に至らない情報(有害情報)の相違への留意

両者の切り分けを意識しつつ、事業者にとって違法性判断が難しいことも踏まえながら対策を講ずる。

4. 総合的な対策の実施の必要性

インターネット上の誹謗中傷に関する原因分析や実態調査を行うとともに、(1)ユーザの情報モラル向上、(2)事業者による取組等、(3)国における環境整備、(4)被害者への相談対応など、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図りつつ、総合的な対策が重要。

5. プラットフォーム事業者の役割の重要性

(各論)

6. ユーザに対する情報モラル向上及びICTリテラシー向上 のための啓発活動

プラットフォーム事業者等による(発信側だけでなく、受信側も含む) 啓発活動の強化や、効果的な啓発活動の在り方について、産学官民が連携し多面的に分析した上で取り組むことが有効。

- 7. プラットフォーム事業者による取組
- (1)プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化
 - ・違法情報の削除等の申告の仕組み、迅速な削除等の対応
 - •AI技術等の活用
 - ・有害情報に対する利用規約等に基づく対策 等について、各事業者のサービスの規模や仕様等に応じて、様々な対応策を 自律的に行うことが期待される。

(2) 透明性・アカウンタビリティの向上

- ・①具体的な対応に関するポリシーの公開、②ポリシーに基づく取組結果の公開、③苦情受付・苦情処理プロセスの公開・適切な運用など、 透明性・アカウンタビリティの向上
- ・国外プラットフォーム事業者が、欧米と同様の取組を国内でも実施する 等の透明性・アカウンタビリティ向上に自主的に取り組むことに期待。

8. 国における環境整備

(1)事業者による削除等に関する取組

削除義務や過料等の法的規制の導入は慎重な判断を要する。

(2)透明性・アカウンタビリティ確保

政府は、事業者による透明性やアカウンタビリティの確保の自主的な取組について、随時適切に把握し、プラットフォーム事業者による取組の実績や効果の評価等の実施を検討。可能な限り事業者の自主的取組を尊重しながら、官民が連携しつつ、柔軟かつ効果的な取組の模索が重要。自主的な取組の効果がない場合、行政からの一定の関与も視野に入れて検討。

(3)発信者情報開示

より迅速かつ確実な被害救済のために、発信者情報開示の在り方の見直しが必要。

(具体的な内容は、発信者情報開示研究会における議論に委ねる。)

9. 相談対応

違法有害情報相談センター体制強化や、他機関との連携の充実、被害者にとって相談窓口をわかりやすく示すことが必要。



○ 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、 2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及び ICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・ 公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育 てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗 中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、<u>法務省人権擁護機関からの削除</u> 依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、<u>誹謗中傷対</u> 策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、<u>事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施</u>】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話 を深化【継続的に実施中】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①<u>電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施</u>を踏まえ、 弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可 能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のため の方策について、法改正を実施【2021年4月成立】
- ③<u>開示対象となるログイン時情報を明確化</u>するため、<u>法改正を</u> 実施【2021年4月成立】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①<u>違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施</u>【2021年度から実施中】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、<u>他の相談</u>機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】



(1) 現状と課題 ②誹謗中傷の流通状況

論点

- 我が国におけるインターネット上の誹謗中傷の実態が適切に把握されているか。具体的にどのような情報を把握すれば誹謗中傷の流通状況を明らかにすることが可能か。
- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和2年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約4倍に増加している。2021年2月に、相談(作業)件数の事業者別の内訳を初公表。令和2年度における相談件数の上位5者は、Twitter、Google、55ゃんねる、Facebook、LINE。
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年に過去最高(平成13年の現行統計開始 以降)の件数を更新し、令和2年についても、引き続き高水準で推移している。法務省は、インターネット上の人権 侵害情報について、法務省の人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率について、事業者別の数値(個別 の事業者名は非公表)を公表した。平成30年1月~令和2年10月の期間内に、人権侵犯事件として立件され たのが5223件。そのうち、法務局において、当該情報の違法性を判断した上で、プロバイダ等への削除要請を検討し 実際に削除要請を実施した件数の合計は1203件、削除率は68.08%。さらに、投稿の類型別(私事性的画像 情報、プライバシー侵害、名誉毀損、破産者情報、識別情報の摘示)の削除要請件数及び削除対応率について も公表を行った。



(1) 現状と課題 ②誹謗中傷の流通状況

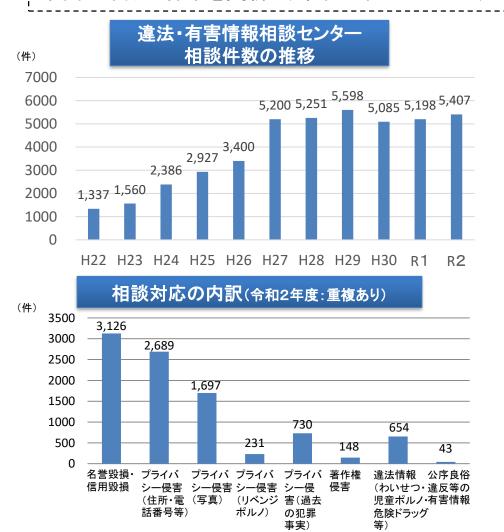
【日本における誹謗中傷の流通状況や発信・拡散傾向】

<山口准教授発表(第26回会合)>

- 2020年4 月のネット炎上件数は前年同月比で 3.4 倍。2020 年の炎上件数は1,415 件。新型コロナウイルス感染症の影響で自粛が進み、ソーシャルメディア利用時間が増える中で、不快に感じる情報と接する機会が増えたことや、社会不安の中でストレスを抱えた人々が「悪者」を見つけて批判し不安を解消して心を満たそうとすることにより、批判や誹謗中傷を書き込む頻度が高まった可能性。
- インターネットのような能動的な言論空間では、極端な意見を持つ人の方が多く発信する傾向。過去 1 年以内に炎上に参加した人は、約0.5%。1 件当たりで推計すると 0.0015%(7万人に1人)。書き込む人も、ほとんどの人は炎上1件に1~3回しか書き込まないが、中には50 回以上書き込む人もいるなど、ごく少数のさらにごく一部がネット世論を作る。
- 炎上参加者の肩書き分布に特別な傾向は見られない。<u>書き込む動機は「正義感」</u>(どの炎上でも 60~70%程度)。社会的正義ではなく、各々が持っている価値観での正義感で人を裁いており、<u>多くの人は「誹謗中傷を書いている」と気付いていない</u>。

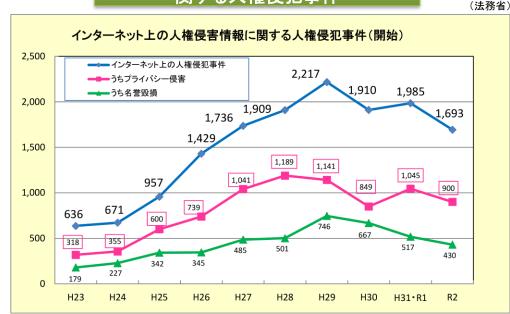


- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和2 年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約4倍に増加している。
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、平成29年に過去最高(平成13年の現行統計 開始以降)の件数を更新し、令和2年についても、引き続き高水準で推移している。



インターネット上の人権侵害情報に 関する人権侵犯事件

(法務省)



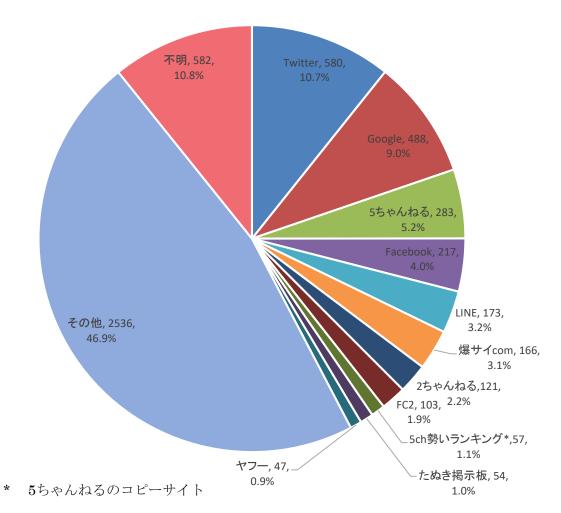
(参考)青少年のスマートフォン所有状況(令和元年度)

•13~19歳のスマートフォン・携帯電話所有率:86.2% うち、スマートフォン83.8%、携帯電話12.6%

(出典)総務省「通信利用動向調査」(令和2年5月公表)



相談(作業)件数の内訳(n=5,407) <令和2年度>



	内訳	相談件数	割合	
	Twitter	580	10.7%	
Google (合計)		488		
	検索	224		
	YouTube	134	9.0%	
	マップ	103		
	その他	27		
	5ちゃんねる	283	5.2%	
	Facebook	217	4.0%	
	Instagram	168		
	Facebook	49		
	LINE (全体)	173		
	livedoor blog/News	120	3.2%	
	LINEアプリ内サービス	52		
	爆サイcom	166	3.1%	
2ちゃんねる		121	2.2%	
FC2		103	1.9%	
5ch勢いランキング *		57	1.1%	
たぬき掲示板		54	1.0%	
ヤフー		47		
	検索	6	0.9%	
	知恵袋	21		
	ファイナンス	3		
	オークション	6		
	その他	11		
	その他	2536	46.9%	
	不明	582	10.8%	

- 注1 相談(作業)件数を集計したものであり、個別の相談が権利侵害にあたるか相談センターでは判断していない。
- 注2 作業件数1件ごとの代表的なドメインを入力し集計したものであるため、該当箇所が複数サイトに及ぶ場合などがあり、厳密な統計情報とはならない。
- 注3 独自ドメインを利用しているものがあり、実際のドメインが判明しない場合がある。



論点

<政策パッケージの進捗状況について>

- 【1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動】
- 政府及び各ステークホルダーにおける啓発活動は十分か。
- 総務省では、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための様々な啓発活動を実施。
- 2020年9月にインターネット上の誹謗中傷に関する注意事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集(2020年版) 追補版」を作成・公表し、学校等への周知を実施。追補版では、総務省としてスマホでの閲覧を考慮した啓発ページを作成したほか、政府広報室と連携して広告を掲載、関係省庁・関係団体と連携して全国の学校等やSNSユーザ等へ周知するなど、様々なチャネルを活用して周知を実施。
- 学校等での出前講座<u>「e-ネットキャラバン」</u>の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加。
- SNSのより良い利用環境実現に向けたスローガン及びSNSで悩んでしまった際に役立ててもらうため、
 「#NoHeartNoSNS 特設サイト」を開設し、周知を実施。(主催:総務省、法務省人権擁護局、一般社団法
 人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人セーファーインターネット協会。協力団体:電気通信事業
 者団体等 7 団体)
- 政府広報室と連携し、インターネット上の誹謗中傷に関する普及啓発動画及び記事<u>「SNSの誹謗中傷 あなたが</u> <u>奪うもの、失うもの~#NoHeartNoSNS(ハートがなけりゃSNSじゃない!)~」を作成・公表</u>(2020年11月公 開)。政府広報ラジオ番組「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」の中で、インターネット上の誹謗中傷について全 国放送(2020年12月放送)。
- 新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷の発生を受け、総務省ホームページ(新型コロナウイルス関連情報)に「SNS等の誹謗中傷」の項目を掲載するとともに、総務省の公式Twitter、Facebookにて呼びかけを実施。



論点

- 【2.プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上】
- 法務省による削除要請に対してPF事業者は適切に対応しているか。
- 法務省人権擁護機関は、重大な人権侵害事案において、名誉毀損、プライバシー侵害等に該当する場合には、 被害者からの人権相談を端緒として削除要請をサイト運営者に対して行っている。
- 総務省は法務省と連携し、法務省人権擁護機関からの削除依頼を踏まえサイト運営者による迅速な削除等の対応が行われる環境を整備するため、大手海外事業者や業界団体等の通信関連事業者との意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催。法務省人権擁護機関への相談事案に関する認識について関係者間で共有を図るとともに、法務省人権擁護機関からの申告について透明化の向上を行い、サイト運営者による円滑な対応を促進。
- 法務省は、インターネット上の人権侵害情報について、法務省の人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率について、事業者別の数値(個別の事業者名は非公表)を公表した。2018年1月~2020年10月の期間内に、人権侵犯事件として立件されたのが5223件。そのうち、法務局において、当該情報の違法性を判断した上で、プロバイダ等への削除要請を検討し、実際に削除要請を実施した件数の合計は1203件、削除率は68.08%。さらに、投稿の類型別(私事性的画像情報、プライバシー侵害、名誉毀損、破産者情報、識別情報の摘示)の削除要請件数及び削除対応率についても公表を行った。(再掲)
- 法務省人権擁護局は、公益社団法人商事法務研究会が主催し、2021年4月から開催されている「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」に参加し、削除要請に関する違法性の判断基準や判断方法等の議論に積極的に関与。同有識者検討会には、総務省も参加。
- 2021年4月には、「YouTube 公認報告者プログラム」に法務省人権擁護局が参加した。コミュニティガイドライン 違反報告に資するツールが使用可能となり、法務省の人権擁護機関からの報告を優先的な審査の対象とすることに より、法務省人権擁護機関からYouTubeに対する削除要請への円滑な対応が図られている。



これまでの主な意見

【法務省人権擁護機関による削除要請について】

- □ 法務省の説明資料について、こういうデータは積極的に公表していただく必要があると思う。政府として、こういった権利侵害、違法性の有無を判断して削除要請をするということは、法律に基づくものであるが、ある種の司法的作用というか、行政府から直接、削除要請があるということで、表現の自由との関係でかなり重要性の高い、緊張感のあるものなので、公表していただく必要があるので、構成員限りの個社名についても、次回以降は公表対応をお願いしたい。【森構成員(第23回会合)】
- □ 法務省の説明資料について、経年の傾向を比較検討できるような統計をお持ちであれば、今回に限らず、また情報公開される際にはぜひお示しいただければと思う。【大谷構成員(第23回会合)】
- □ 透明性・アカンタビリティーの向上については、前回のヒアリングにおいて、かなり透明性が高いところ、それから、必ずしもその取組の状況、とりわけ日本国内でよく分からないことがあることを踏まえて、今後の透明性・アカウンタビリティーの確保、ある種の共同規制的な、モニタリングを実効的に行っていくための国による施策を検討すべき段階に入っているのではないか。その中で、事業者からのヒアリングシートの提出というだけではなく、国において、例えば、法務省において把握している人権救済のための削除要請の数字についても、事業者側と国側と両方を見ていくということで、しっかりやっていくべき。【宍戸座長(第24回会合)】
- □ DSAの中には、民間事業者の透明性確保義務が定められていたと思うが、前回、法務省からの説明について、プラットフォームに対して大きな影響を持つものなので、その情報も公開されるべきであって、**政府も同じようにどういう削除要請をしたのかを公表すべき**だと思う。【森構成員(第24回会合)】



論点

- 【2.プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上(続き)】
- 民間の相談機関からの削除要請に対してPF事業者は適切に対応しているか。
- 一般社団法人セーファーインターネット協会は、2020年6月29日より、「誹謗中傷ホットライン」を運用開始。ネット上で誹謗中傷に晒されている被害者からの連絡を受け、コンテンツ提供事業者に、各社の利用規約に基づき削除等の対応を促す通知を行っている。
- 立場の弱い私人や個人商店等が対象。コロナ罹患者に対する情報も対象。
- 2020年の連絡件数は1237件。そのうち、ガイドラインに基づき削除通知対象となる「特定誹謗中傷情報」に該当するものが293件(22.4%)、非該当が944件(77.6%)(集計期間2020年6月29日~2020年12月31日)
- 293件のうち、973URLに対して削除通知。削除確認されたものが836URL(削除率85.9%)



論点

- 【2.プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上(続き)】
- 誹謗中傷等への対応に関して、国際的な対話が深められているか。
- 総務省では、誹謗中傷を始めとしたインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際的な制度枠組みや対応 状況を注視し、対応方針について国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図るため、国際的な対話を実施。
- 2021年2月24日に、第26回日EU・ICT政策対話を実施。また、4月15日・16日に、第11回日EU・ICT戦略 ワークショップを実施。日本側からは、「インターネット上の誹謗中傷(Online Harassment)」及び「フェイクニュース("Fake news" & disinformation)」に関する政策動向として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」及び「プラットフォームサービスに関する研究会における最終報告書」について紹介。EU側からは、Digital Services Act(DSA: デジタルサービス法)及びDigital Market Act(DMA: デジタル市場法)について紹介があった。
- 2021年3月11日には、<u>第5回日独ICT政策対話を実施</u>。日本側からは、「インターネット上の誹謗中傷 (Online Harassment)」及び「フェイクニュース("Fake news"& disinformation)」に関する政策動向を 紹介。
- 2021年4月28-29日、<u>G 7 デジタル・技術大臣会合</u>が開催され、「Internet Safety Principles」に関する 合意文書を含む大臣宣言が採択された。「Internet Safety Principles」の中で、特に、<u>事業者の違法・有害情報への対応措置に関する透明性・アカウンタビリティを世界・国・地域のレベルにおいて果たすことが求められるとされた。</u>



2021年4月28-29日、G7デジタル・技術大臣会合が開催され、「インターネット安全原則(Internet Safety Principles)」に関する合意文書を含む大臣宣言が採択された。「インターネット安全原則」では、特に、事業者の<u>違法・有害情報への対応措置に関する透明性・アカウンタビリティを世界・国・地域のレベルにおいて果たすことが求められるとされた。</u>

G7デジタル・技術大臣会合

- |<mark>〇参加国:G7構成国・地域(日本、英国、フランス、ドイツ、イタリア、米国、欧州連合(EU))</mark> | (招待国:オーストリア、インド、韓国、南アフリカ/国際機関等:OECD、Youth7、Business7)
- |〇大臣宣言の概要:
- (1)安全で強靱性のある多様なデジタル・テレコム・ICTインフラサプライチェーンの推進、(2)デジタル技術標準 (3)信頼性のある自由なデータ流通、(4)インターネットの安全性、(5)デジタル競争、(6)電子的移転可能記録
- →(4)抜粋「…<u>インターネットの安全性を向上させるために</u>、政府、企業、アカデミア、市民社会及びその他の関心 を有するステークホルダーからの更なる取組が執られるべき…」

インターネット安全原則

- 〇大臣宣言の「(4)インターネットの安全性」の中で、「インターネット安全原則」を承認
- 〇インターネット安全原則の概要:
 - (1)ネット上の人権育成、(2)マルチステークホルダーによる取組、(3)企業の責任、(4)透明性と説明責任、
 - (5)安全性技術における調査とベストプラクティス、(6)児童の保護、(7)ネット上のメディアリテラシー、
 - (8)若年層の参加
- └O「(4)透明性と説明責任」(付属書3)の抜粋

「我々は、企業が消費者に対し、彼らのサービス上の違法・有害活動の存在と、<u>インターネット上の安全性を向上させるためにとった決定や方策について透明性を確保すると共に、彼らの利用規約に沿って違法・有害コンテンツに立ち向かうためになされた決定について、グローバル・国家・地域レベルで説明責任を持つべき</u>であると信じている。」(仮訳)



論点

- 【3. 発信者情報開示に関する取組】
- 法制度整備にむけて順調に準備が進んでいるか。
- 総務省は、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、①発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続)を創設し特定の通信ログを早期保全すること、②開示対象となるログイン時情報を明確化すること等を内容とする、プロバイダ責任制限法の改正を実施(2021年4月に改正法成立)。
- 一般社団法人セーファーインターネット協会において設置された有識者会議において、2020年7月から2021年3月までの間に、任意開示の促進に向けた施策の検討が行われ、4月5日に「権利侵害明白性ガイドライン」が策定・公表された。また、同ガイドラインに関する理解を深めるため、プロバイダからの同ガイドラインに関する相談を受け付ける窓口が設置された。同ガイドラインは、プロバイダにおける任意開示の判断に際して参照することで、適切な任意開示の促進につながるよう、プロバイダが、容易に名誉毀損が明白であると判断可能な類型を示すとともに、参考となる判例を集積したもの。
- コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法 について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場として、2021年2月以降、<u>「発信者情報開示に関する実務</u> 者勉強会」が継続的に開催されている。

SNS事業者等

诵信事業者等



インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情 報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

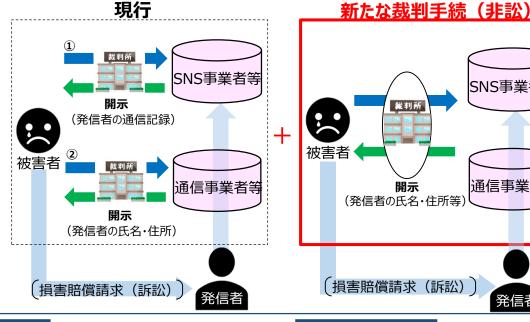
1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※ を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とす る「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記 録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令 を設ける。
- 裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

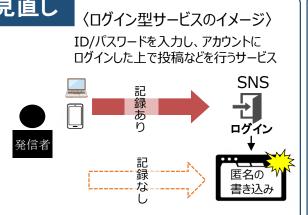


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通 信記録が保存されない場合には、発信者の特定をする ためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

発信者の特定に必要となる場合には、ログイン時の 情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うこと ができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

開示請求を受けた事業者が発信者 に対して行う意見照会※において、 発信者が開示に応じない場合は、 「その理由」も併せて照会する。

※新たな裁判手続及び現行手続 (訴訟手続及び任意開示)の場合



論点

- 【4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備】
- 窓口連携及びユーザへのわかりやすい案内は十分か。
- 2021年度より、総務省の「違法・有害情報相談センター」における<u>相談員の増員等による体制強化を図る</u>ととも に、相談件数・内容の更なる分析を実施予定。
- 相談内容に応じて相談機関間(法務局、警察、インターネットホットラインセンター、セーフライン、誹謗中傷ホットライン、消費者生活相談窓口等)で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実。
- 地方自治体においては、人権侵害への取り組みが重要課題であり、独自の相談窓口が設けられている自治体も存在。例えば、群馬県は2020年12月「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定・施行し、「被害者への支援」ならびに「県民のインターネットリテラシー向上」に向けた対策を行うこととしている。違法・有害情報相談センターにおいて、群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口に対して、研修会の実施や、問い合わせを受け付ける体制の整備などの連携を行っている。その他、全国の自治体におけるインターネット関連の啓発資料への相談センターの掲載やホームページへのURL掲載等を実施。
- ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施するため、インターネット上の誹謗中傷に関する複数の相談窓口(「違法・有害情報相談センター」(総務省)、「人権相談」(法務省)、「誹謗中傷ホットライン(一般社団法人セーファーインターネット協会)」)に関する<u>相談窓口の案内図を作成</u>し、2020年12月に公表。様々な方法で全国に周知広報を実施。



プラットフォームサービス事業者における誹謗中傷等への対策状況ヒアリング 質問項目

- 1. サービス概要とポリシー
- ① 対象サービス名
- ② 加入者数、月間アクティブユーザ数又は書き込み数
- ③ (i)誹謗中傷等に関して禁止とする情報や行為【★】 (ii)削除等の対応【★】
- 2. 削除等の対応
- ① 誹謗中傷等に関する申告や削除要請の件数【★】
- ② 誹謗中傷等に関する申告や削除要請に対する削除件数、削除割合、削除までの平均時間【★】
- ③ ②以外の誹謗中傷等に関する主体的な削除件数(AIを用いた自動検知機能の活用等)【★】
- ④ ③についての削除の方法・仕組み(AIを用いた自動検知機能の活用等)【〇】
- ⑤ 不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数【〇】
- 3. 削除要請や苦情に関する受付態勢・プロセス
- ① 一般ユーザからの申告・削除要請への受付窓口・受付態勢、 対応プロセス【★】
- ② 申立時における申立者や発信者への通知の有無【〇】
- ③ 対応決定時における通知の内容、理由の記載の程度【〇】
- ④ 一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チーム の規模・人数【★】
- ⑤ ④の部署・チームに関する日本国内の拠点の有無、日本に おける責任者の有無【★】
- ⑥ 削除等への苦情や問い合わせに対する苦情受付態勢及び 苦情処理プロセス【〇】
- ⑦ ⑥の苦情・問い合わせ件数【〇】

- 4. 発信者情報開示への対応
- ①発信者情報開示請求を受けた件数【★】
- ②開示を行った件数【★】
- 5. その他の取組
- ① 普及啓発【〇】
- ② その他の対策(警告表示・ミュート機能等)【〇】
- ③ 取組の効果分析【★】
- 6. 情報分析・公開
- ① 誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査【〇】
- ② 研究者への情報提供、利用条件【〇】
- ③ 透明性レポートの公開、日本語で閲覧可能か【★】
- ④ 意見·補足

※【★】は次ページで「主な評価項目(案)」として記載 【○】はそれ以外の項目として記載



誹謗中傷への取組の透明性・アカウンタビリティ確保状況に関する評価の概要

○ ヒアリング項目のうち、1~6から代表的な項目を「主な評価項目(案)」を選定。次ページ以降、主な評価項目について、ヒアリングシートにおける各事業者の回答の概要を記載。

プラットフォーム事業者における誹謗中傷等への対応に関する透明性・アカウンタビリティ確保状況の主な評価項目(案)

	ヤフー	Facebook	Google	LINE	Twitter
誹謗中傷等に関するポリシー (1. ③(i)(ii)関係)					
日本における削除要請件数や削 除件数(2. ①②③関係)					
一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームや日本国内の拠点・責任者(3. ①④⑤関係)					
発信者情報開示の件数 (4. ①②関係)					
取組の効果分析 (5. ③関係)					
透明性レポート(6. 3関係)					



論点

【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上】

- プラットフォーム事業者の削除等の取組が適切に行われているかどうかについて、透明性・アカウンタビリティの確保が図られているか。特に、海外事業者において、諸外国で行われている取組は我が国においても行われているか。
- ヒアリングシートによると、事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウンタビリティの確保状況には差異が見られる。主な評価項目に関する各事業者の状況は以下のとおり。
 - ▶ 誹謗中傷等に関するポリシーについて (1.③(i)(ii)関係) すべての事業者において、誹謗中傷を含む一定の類型について禁止規定を定めており、削除・警告表示・アカウント 停止等の対応が規定されている。
 - ➤ 日本における削除要請件数や削除件数について(2.①②③関係) ヤフー及びLINEは、昨年夏のヒアリングシートと比較して、日本における定量的な件数が新たに示されているなど、透明性・アカウンタビリティ確保が進められている。 Googleは昨年夏のヒアリングシートと比較して、一部の我が国における定量的な件数が新たに示されているが、構成
 - 員限りで非公開となっている情報も残されており、日本向けデータ公表のフォーマットについて検討中。
 <u>Facebook及びTwitterは、昨年夏のヒアリングシートと比較して、新たな情報を示していない</u>。グローバルでの数値については公表されているものの、日本における一般ユーザからの申告に関する定量的な数値が示されていない。
 - → 一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームの規模・人数や、日本国内の拠点・責任者について
 (3. ①④⑤関係)
 - すべての事業者において、一般ユーザからの申告・削除要請への受付窓口・受付態勢、対応プロセスが整備されている。ただし、対応する部署・チームの規模・人数や、日本国内の拠点・責任者についての情報開示は差が見られる。 ヤフー及びLINEは、日本における体制について、定量的な数値により示している。なお、ヤフーはLINEと比較してより詳細な体制を示している。
 - 他方で、Facebook、Googleは、グローバルな体制については公表しているものの、我が国における具体的な体制が示されていない。Twitterは、日本及びグローバルな体制について、ともに情報を公開していない。



【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上(続き)】

- ➤ 発信者情報開示の件数について(4. ①②関係) ヤフー及びLINEは、日本におけるプロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求に関して、裁判上/裁判 外それぞれの請求件数及び開示件数を公表している。Facebook・Google・Twitterは、我が国におけるプロバイダ 責任制限法における発信者情報開示請求に関する数値を公開していない。
- ▶ 取組の効果分析について(5.③関係) ヤフーは、AIを活用した取組に関して、日本における取組の効果分析を定量的に示している。LINEは、サービス上の取組の効果分析を示していないが、相談対応事業の取組の実施件数は示している。Facebook・Google・Twitterは、取組の効果分析を公開しているが、グローバルの数値であり、我が国における数値は公開されていない。
- ▶ 透明性レポートについて(6.③関係) ヤフーは現時点では作成・公開しておらず、夏頃公開予定とされている。LINEは日本語による透明性レポートを公開している。Google及びTwitterは日本語による透明性レポートを公開しているが、一部を除き、グローバルの数値のみが公開されている。Facebookは日本語による透明性レポート(コミュニティ規定施行レポート)を公開しているが、すべてグローバルの数値であり日本における数値は公開されていない。



【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上(続き)】

- 主な評価項目(案)以外の項目に関して、AIを用いた削除対応が行われているかという観点については以下の通り。
 - ▶ AI等を用いた削除対応について(2.④関係) 各事業者において、積極的にAIを活用した削除等の取組が進められている。
 - ・ヤフー: 「Yahoo!ニュース コメント」において2014年から機械学習による不適切投稿への対応を開始。AIによる 検知を通じて、1日平均約29万件の投稿のうち、約2万件の不適切な投稿(記事との関連性の低いコメ ントや誹謗中傷等の書き込みなど)の削除を実施。
 - ・Facebook・Instagram: AIを活用して不適切なコンテンツを検出。AIは、コンテンツレビュアーがレビューする ケースに優先順位をつけて、最も有害で時間的な問題のあるコンテンツを最初に処理できるようにしている。
 - ・Google:機械学習を活用して不適切なコンテンツを検出。有害なコンテンツのほとんどがシステムによって一度も 視聴されずに削除されている。
 - ・LINE:機械的なチェックにより、禁止用語やルールと照合し、規約や法令に反した投稿かどうか確認し、自動で 非表示化。全サービスにおいて、わいせつ、出会い系、不快画像等について、AIを活用した「違反画像」を 検知。
 - ・Twitter:テクノロジー(PhotoDNA、社内の独自ツールなど)を活用し、違反コンテンツを特定。



【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上(続き) 】

- 主な評価項目(案)以外の項目に関して、<u>過剰な削除や不当なアカウント停止等の行き過ぎた対応が行われていないか</u>という観点については以下の通り。
 - ➤ 不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数について(2.⑤関係) 一部事業者から不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組みについて回答があった(ヤフー:すべて人の目で 内容を確認、Facebook:システムの悪用(大量の報告)を防ぐため重複報告を認識する技術を導入)。濫用的 な報告に関する定量的な件数については、LINEのみが数値を公表している。
 - ▶ 対応決定時における通知の内容、理由の記載の程度について(3.②③関係) すべての事業者において、システム上可能な場合には対応決定時において報告者や利用者に通知を行っている。理由の記載の程度については、濫用防止を理由に削除可否について詳細な理由を伝えることはできない、どのガイドラインに抵触したかについての情報を記載してるといった回答があった。
 - ▶ 削除等への苦情や問い合わせに対する苦情受付態勢及び苦情処理プロセス、それらに係る件数について (3. ⑥⑦関係)
 - ・ヤフー:削除されたユーザーからの専用窓口の設置や削除理由の開示フローなどについて検討を進める予定。
 - ・Facebook・Google・Twitter:削除等の対応についてシステム上異議申立が可能。特に、Googleでは、 YouTubeにおける削除対応に関して、投稿者に対して再審査を請求するための手順が記載されたリンクを 提供し、再審査は最初の削除判断を行った審査担当者とは異なる担当者によって行われるといった工夫が 行われている。
 - ・LINE:異議申し立てについて適宜対応することとされている。
 - なお、すべての事業者において、一度決定が行われた後に異議があった詳細な件数等については公開されていない。



【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上 (続き) 】

- 主な評価項目(案)以外の項目に関して、<u>各事業者や事業者団体における啓発活動は十分か</u>という観点については以下の通り。
 - ▶ 普及啓発について(5.①関係)
 - ・各事業者や団体において、自らのサービスのガイドの公開や、モラル教育等、様々な啓発活動が行われている。
 - ヤフー:サービスの理解を深めるための各種ガイドをウェブサイトで公開。各ガイドでは削除される投稿例の追記などを 行い、ユーザーの理解を推進。コメントポリシーの遵守を呼びかける文言を投稿ページの目立つ位置に表示。
 - Facebook: サービスの理解を深めるための各種ガイドをウェブサイトで公開。いじめ防止やオンラインでの嫌がらせなどのリソースを提供するプログラム「みんなのデジタル教室」を公開。特定非営利活動法人企業教育研究会の協力のもと、デジタルリテラシーに関する授業を提供。若年層の利用者やクリエイターと一緒に安全な利用を考える取り組み「#インスタANZENカイギ」を実施。
 - Google:無料のデジタルスキルトレーニングプログラム「Grow with Google」を実施。その他、各種オンライン教材や、サービスの理解を深めるためのウェブサイト「YouTubeのしくみ」の公開。ネット利用に関する調査結果を「中高生インターネット利用白書 2021」として公開し、オンライン教材を拡充。
 - LINE: サービスの理解を深めるための各種ガイドをウェブサイトで公開。全国の学校や自治体に講師を派遣するワークショップ授業・講演活動等を2012年から累計で約10,000回以上実施。LINEみらい財団では、研究者共同で、独自の情報モラル教育教材の開発を行い、ウェブサイトで公開。
 - Twitter:サービスの理解を深めるためのガイドをウェブサイトや公式アカウントで公開。UNESCOと合同でメディア情報リテラシーのハンドブック「Twitterを活用した教育と学習」を作成。悩み相談を行うNPOへの無償広告枠提供等を通じた支援。
 - SMAJ: 法務省人権擁護局・総務省と共同で、SNSのより良い利用環境実現に向けたスローガンである #NoHeartNoSNS を発表。特設サイトを開設し、被害を防ぐ仕組みや相談先を掲示。会員社による周知 を実施。また、SMAJのウェブサイトにおいて、会員社が運営するサービスについて、統一されたフォーマットにより、 サービスの概要、利用上の注意点、ユーザーを保護する機能を紹介。



【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上(続き)】

- 主な評価項目(案)以外の項目に関して、<u>削除以外の対策(事業者の創意工夫による対応)が行われているか</u>という観点については以下の通り。
 - ▶ 削除以外の対策(事業者の創意工夫による対応)について(5.②関係)
 - ・ユーザ自らが他のユーザのアカウントやコメント等を<u>非表示・ブロックする機能については、多くのサービスですでに導入</u>されている(ヤフー、Facebook、LINE、Twitter)。
 - ・<u>投稿内容について投稿時等に再考・再検討を行う機会を設ける機能(ヤフー導入済、LINE検討中)、ユーザの選択に応じたコンテンツフィルタリング機能(Facebook、Twitter)、返信相手を選択できる機能(Facebook、Twitter)などについては、一部のサービスで導入が進められている</u>。その他、サービスの性質に応じた様々な仕組みが設けられている。
 - ・上記の仕組みにより誹謗中傷全般について対応できる可能性はあるものの、一定の短期間の間に大量の誹謗中傷が集まった場合に対応する特別な仕組みを導入している例は見られなかった。
 - ・各社の具体的な取組は以下のとおり。
 - ヤフー:自身の選択により書き込みや利用者の非表示・ブロック、低品質投稿の機械的検出と折りたたみ表示 (知恵袋)、AIを活用した投稿時における注意メッセージの掲出(ニュースコメント、2020年度開始)、 一度投稿停止措置を受けたユーザが再度アカウントを作成した場合の投稿制限等
 - Facebook:自身の選択により書き込みや利用者の非表示・ブロック、タグ付けや返信等を許可する相手を選択する機能、ブロックした人の別アカウントによる望まないやりとりの自動検知・防止、ポジティブなコメントを固定、不適切なコメントを自動的に非表示するフィルタ機能
 - Google:利用規約上ボーダーライン上のコンテンツ等をおすすめ機能に表示しない機能
 - LINE:自身の選択により書き込みや利用者の非表示・ブロック、18歳未満のユーザ検索機能制限、誹謗中傷やスパムなどについてAIを活用して検知し投稿前に警告する機能を開発中(2021年下半期までに全てのサービスに実装予定)、(一社)全国心理業連合会と連携した無料相談窓口(心のケア相談)の開設
 - Twitter:自身の選択により書き込みや利用者の非表示・ブロック、返信できるユーザの範囲を選択する仕組み、センシティブな内容を非表示にするフィルタ機能(セーフサーチ)



【プラットフォーム事業者による取組 透明性・アカウンタビリティの向上 (続き) 】

- 主な評価項目(案)以外の項目に関して、<u>誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査や、研究者への情報提供が行われているか</u>という観点については以下の通り。
 - ▶ 誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査について(6.①関係)
 - 一部事業者から、有識者との意見交換や、内部での分析・検討が行われているという回答があった。分析結果については、透明性レポート等により公開している事業者が見られた。
 - → 研究者への情報提供について(6.②関係)
 Twitterでは、無償の学術研究プロダクトトラックによる研究者への情報提供が行われているとの回答があった。その他の一部事業者からは、外部有識者との連携が行われているという回答があった。



これまでの主な意見

【誹謗中傷への対応に関する事業者ヒアリング・ヒアリングシートについて】

- □ ツイッター社とフェイスブック社について、前回のヒアリングの時も言及したが、一般ユーザーからの削除の要請及びその対応件数の国内の数字や日本国内のモデレーションの体制が無回答になっているが、大まかにでも分かることは非常に重要。【生具構成員(第23回会合)】
- □ グーグル社について、国内の数字を含めてかなり出していただいているが、重要な数字が構成員限りになっている。 やはりこういった基礎データが、これからの在り方を考えていくエビデンスという意味で非常に重要だと思っている。構成員限りは非常にもったいない。【生具構成員(第23回会合)】
- □ 各社、例えば透明性レポートの要旨など、日本語、和訳して公表していただくというようなことを着実に進めていただいており、前回のヒアリング時に比べて、順調に日本のマーケット対応が進んでいることを感銘深く伺っている。ただ、グローバルベースでの透明性レポートとなっており、日本における動きが分かりかねる部分がある。公表できないとしても、日本における利用者の動向について把握していることがあれば今後、どのようになっていくか教えて欲しい。【大谷構成員(第23回会合)】
- □ ツイッター社から、日本の数字を出すことを検討しているという話があった。前回も、透明性の確保が必要だということをお伝えしているので、検討していただき、次回出せるのであれば、出して欲しい。【森構成員(第23回会合)】
- □ ベストプラクティスの共有をしていただけるといいのではないか。どういうリソースをかけて、そして、どういうアルゴリズムなのかというところも含めて情報を出していただけると、政策の検討や、民間の対策に資するのではないかと思う。【生 具構成員(第23回会合)】
- □ この場で貴重な情報を開示していただいている点とそれが難しい点、また、この問題についての哲学や取組についても御説明いただけているところとそうでないところの線引きが、残念ながら明らかになっている部分がある。今後、誹謗中傷だけではなくて、偽情報対策についてのフォローアップも控えているが、引き続き御協力をお願いすると同時に、やはり対話の限界がある場合についても、今後、この場で議論をしていくこととさせていただかざるを得ない。【宍戸座長(第23回会合)】



これまでの主な意見

【誹謗中傷への対応に関する事業者ヒアリング・ヒアリングシートについて】

- □ 透明性・アカンタビリティーの向上については、前回のヒアリングにおいて、かなり透明性が高いところ、それから、必ずしもその取組の状況、とりわけ日本国内でよく分からないことがあることを踏まえて、今後の透明性・アカウンタビリティーの確保、ある種の共同規制的な、モニタリングを実効的に行っていくための国による施策を検討すべき段階に入っているのではないか。その中で、事業者からのヒアリングシートの提出というだけではなく、国において、例えば、法務省において把握している人権救済のための削除要請の数字についても、事業者側と国側と両方を見ていくということで、しっかりやっていくべき。【宍戸座長(第24回会合)】(再掲)
- □ 前回、各社から資料を出していただいたが、あれを見て**何をどう判断していいのかが正直分からない**。いわゆるKPIが明確にあるわけではないことと、各社によって重点を置いているところも違っているので、これをきちんと出していただいて判断していくのが難しい。しかも、これが毎年出していただくとしても、時系列で、それはよくなったのか悪くなったのかの判断も非常に難しいと思っている。これに関して、やはり何らかの中立的な、公正な形で何らかの機関がないと難しいと感じた。【寺田構成員(第24回会合)】
- □ これまでのヒアリングシートを拝見して、非開示項目が多く、歯がゆい思いをしている。非開示になる項目は大抵が日本に振り向けられているリソースなどで、大変残念。この部分の開示を促す仕組みがぜひ考えられないかと思う。また、コンテンツモデレーションは、大手の事業者は積極的に取り組まれているところだが、どのような基準でコンテンツモデレーションを行っていくのか、そこにどれだけのリソースを割くのか、またイノベーションの活発な分野ではあるが、そこに一定の研究開発の投資を呼び込むような施策も検討に含めていただきたい。【大谷構成員(第24回会合)】



論点

【業界団体による取組】

○ 業界団体等の取組により、ノウハウやベストプラクティスを事業者間で共有されているか。

ヤフーや業界団体(SIA・SMAJ)による取組が進められている。

- ・ヤフー:<u>不適切コメントへの対策として導入している AIのAPIを他社に対して無償提供</u>し、業界全体の不適切投稿の削減につなげようという取組を行っている。
- ・SIA:前述のとおり、「<u>誹謗中傷ホットライン」を運営</u>し、被害者からの誹謗中傷に関する連絡を受け付け、他の事業者に対し、各社の利用規約に沿った削除等の対応を促す通知を行っている。
- ・SMAJ: SMAJ会員各社のSNS等のサービスにおいて、名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツを投稿するなどの 行為を禁止し、利用規約に記載するとともに、禁止事項について啓発広報を実施することを推進。禁止行 為への対応の実効性向上のため、これまで各事業者が実施してきたソーシャルメディアにおける課題に対する 取り組みを体系化した「ユーザー保護ナレッジデータベース」構築等を通じて、継続的かつ実効性のある利用 者保護施策を検討・実施。会員各社の代表的な取組事例は以下のとおり。
 - ・Ameba: 24時間365日体制で厳重なサービス監視を実施。
 - ・mixi:利用規約違反に該当する投稿やコミュニケーションを探知するキーワードによる監視、他の利用者へ不用意にコンタクトし続けるなどの迷惑行為を防止するためのセキュリティチェックを実施。不正行為防止の観点から、登録時には携帯電話による認証を実施。
 - ・mobage:事前書き込みブロックシステム(悪質性の高い単語は、そもそも書き込みができないようにシステム的にブロック)、キーワード審査システム(ルール違反の単語を含む文章が投稿・書込みがされた場合自動的にシステムがパトロール要員に通知)、ベイジアンフィルタリング(過去にルール違反となった書き込み内容をシステムが恒常的に学習し、違反の確率が高い書き込みを自動的に抽出する仕組み)



【諸外国における誹謗中傷等の違法有害情報に関する政策動向・総論】

○ 欧州や米国における政策動向として、日本と同様に、プラットフォーム事業者の違法有害情報対策に関する透明性やアカウンタビリティ確保を求める方向性で検討が進められている。ただし、透明性・アカウンタビリティ確保の方法論として、法的規制によるか否かでは差異がある(欧州では法的規制の検討)。また、欧州のうちドイツやフランスなど一部では立法によりプラットフォーム事業者に対して削除の義務付け等の法的規制が導入・検討されているが、表現の自由への萎縮効果の懸念の声があることや、立法後に違憲判決により当該規定が削除されるといった状況。

【EUにおけるDigital Services Act (DSA) 】

- 2020年12月15日、欧州委員会はDigital Services Act (DSA) の法律案を公表。DSAは全ての仲介サービス提供者 (プラットフォーム事業者等) に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定。
- 対象事業者は、仲介サービス(ISP等)、ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム(オンラインマーケットプレイス、アプリストア、SNS等)、超大規模オンラインプラットフォームを提供する事業者。
- 仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する責任について、「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の3類型に分けて違法コンテンツに対する免責条件を規定。一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定。



【EUにおけるDigital Services Act (続き)】

- 透明で安全なオンライン環境のため、以下の義務を規定。
 - ①全ての仲介サービス提供者に対する義務: コンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開、透明性報告 義務(※1)、連絡窓口・国内法定代理人の設置等
 - ※1 違法コンテンツの通知件数・削除件数、自発的なコンテンツモデレーションの内容、対応に関する苦情の件数等。事業者の規模に応じ、透明性義務の内容を追加
 - ②<u>ホスティングサービス提供者の義務</u>:違法コンテンツの通知受付体制整備、違法コンテンツへの対応に関する理由 の通知 等
 - ③<u>オンライン・プラットフォームの義務</u>:違法コンテンツへの対応に関する苦情受付体制整備、裁判外紛争解決機関の利用、信頼された旗手、不正な通知・反論に対する対策、オンライン広告の透明性確保(※2) 等 ※2 広告であること、広告主及び広告表示決定に用いられた主なパラメータ等を表示
 - ④<u>超大規模オンライン・プラットフォームの義務</u>: <u>サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施</u>、外部監査の実施・公表、レコメンダー・システム、<u>オンライン広告の透明性の追加(※3)</u>、規制当局及び研究者のデータアクセス、コンプライアンス・オフィサー設置、行動規範、危機対応等
 - ※3 広告表示から1年後まで、広告内容・広告主・広告表示期間・使用された主なパラメータ・受領者総数に係るデータベースを編纂・APIを介して一般に利用可能とする。
- モニタリング及びエンフォースメントに関して、各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を設置。欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォームをモニタリング。義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金等を科すことが可能。



これまでの主な意見

【DSA:リスク評価について】

- □ 欧州委員会のDigital Services Act規則案26条ではシステミックリスクとして表現の自由や選挙過程にもかかわる広範な事項に関するリスクの特定・分析・評価が求められるところ、これに相応するリスク評価がもし日本で法的義務として求められる場合には、対象となる事業者は、日本で具体的にどのような情報提供を予定しており、そこでの最大の問題は何か。【山口構成員(第23回会合)】
- □ デジタルサービス法についてはその草案が公開されたばかりであり、欧州委員会は今後さらに詳細について議論することになっていると理解しています。当社としてはコメントすることを控え、現段階ではさらなる議論を見守る必要があると考えています。また当社としては、今後数ヶ月の間にEUの機関と関わり、同法案の策定過程に貢献していきたいと考えています。【Facebook Japan 株式会社(山口構成員からの質問への回答)】
- □ 当局と連携のうえ、法的義務を果たすための対応を行います。【Twitter Japan株式会社(山口構成員からの質問への回答)】



これまでの主な意見

【DSA:リスク評価について(続き)】

- □ 今後、規制がさまざまな技術やサービスの変化に対応することは重要であり、すべての人にとってより責任感があり、 革新的で有用なインターネットを構築するための欧州の取り組みをGoogleは支援しています。そのためGoogleは、欧 州のデジタルサービス法(DSA)に対して、既存の法律を改善する方法を提案するとともに、新しい規則が不適切に設 計された場合のリスクを警告するための文章を提出しています。
- □ DSAは、基本的な権利の保護を強化することを目的としています。私たちは、表現の自由や事業活動の自由に影響を与えるような条項には引き続き懸念を抱いています。特に、第26条が基本的権利を危険にさらす形で、合法的なコンテンツの規制につながる可能性があることを懸念しています。
- 第27条により、規制当局は、第26条で特定されたリスクについて、合法的なコンテンツであったとしても(「市民の言論活動に悪影響を及ぼす」可能性のあるコンテンツなど)、超大規模オンラインプラットフォームに実際に義務付けられている行動規範を通じて、影響力を及ぼすことができる幅広い権限を有しています。
- □ これは、基本的権利に深刻な影響を与え、合法的なコンテンツを保護するという欧州委員会の表明した意図に反するものであると考えています。欧州委員会は、DSAの説明資料の中で、合法的ではあるが有害なコンテンツについては、「表現の自由の保護に深刻な影響を及ぼすデリケートな分野であるため、削除義務の対象とすべきではない」と指摘していますが、この規定はまさにその結果を招く危険性があります。また、イノベーションを阻害し、ビジネスを行うための基本的な権利を害する可能性もあります。
- □ DSAは、EUの民主的プロセスではなく、裏口から合法的な行為を規制することにつながるような規定を設けることは避けるべきです。【Google Japan(山口構成員からの質問への回答)】



【英国におけるOnline Safety Bill】

- デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)と内務省が共同で「Online Harms White Paper」を作成し、公表 (2019年4月8日)。英国における安全なネット環境の確保を目的とした将来の政府の対策を明示している。主な内容は以下のとおり。
 - ①オンライン上の有害コンテンツ・行為に対処することを求めることを目的とする<u>法定の注意義務を策定</u>し、プラットフォーム事業者は、当該注意義務を遵守することが求められる。
 - ②注意義務が遵守されているか監視・評価するために、罰則や罰金等の執行権限を持つ独立規制機関を設置。
 - ③規制機関は、設定された<u>注意義務の履行・遵守方法を概説したものを行動規範として作成・提示</u>。プラットフォーム事業者は、行動規範に規定されているガイドラインに従うか、あるいは自社の代替アプローチがどの程度効果的に同等以上の影響をもたらすかを説明し、正当化する必要がある。
- 2020年12月15日、Online Harms White Paperのパブコメ結果に対する政府の完全な対応を公表。主な内容は以下のとおり。
 - ①対象とする情報の範囲については、白書の案と同様に、違法なコンテンツだけでなく、違法ではないが有害なコンテンツも規制。ただし、具体的な有害なコンテンツ・行為は示さず、有害なコンテンツや活動の一般的な定義(オンライン上のコンテンツ・行為が、個人の身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予見可能なリスクを生じさせる場合)を規定。これに該当する誤情報・偽情報も範囲に含むと規定。
 - ②サービスの規模等に応じた段階的な規制を規定(低リスクのサービスに対する免除を導入、リスクが高くリーチ力のある少数のサービスをカテゴリー 1 と分類し、当該サービスを提供する企業の規制を強化)。
 - ③執行機関については、OFCOMがその役割を担う。
- 2021年5月12日、オンライン安全法案のドラフト(draft Online Safety Bill)を公表。



これまでの主な意見

【DSA:透明性・アカウンタビリティ確保の規律について】

- 透明性を実現しようという意図の下に法規制と共同規制ができつつあるということ。国が直接その編集権を持つわけではく、それぞれのSNSやプラットフォームに取り組んでいただく。そして、その透明性については、しっかり強力な制裁が規定されている。そのため、何を消すのかというのは国がやることだという考え方は、我々の考え方ではないですし、恐らくは欧州でも同じように考えられていると思う。【森構成員(第24回会合)】
- 共同規制であろうが、法規制であろうが、その制裁がきっちり定められているということ。資料5で各国の制度の比較があるが、12番の罰則のところだけ、日本のみバツになっているので、そこはグローバルスタンダードを考えたほうがいい。【森構成員(第24回会合)】
- □ 法的規制のありようについて検討するに当たって、日本法でプラットフォーマーに報告を求める根拠となる法律が現状で何かあるのか気になるところ。特に、グローバルなプラットフォーマーに対して、電気通信事業法の一部の規定が適用されるという認識はあるが、報告義務などを課すような法律がないところが若干気になる。今後の自主的な規制を促すという仕組みであっても、外国事業者との接点が乏しいということについて、何か検討を進めていく必要があるのではないかということを実感した。【大谷構成員(第24回会合)】
- □ ヨーロッパでは長い伝統があって、自主規制機関や共同規制の政府にとってもパートナーとなり得るような機関が認定されていたりという仕組みがあるようだが、翻って、我が国について見た場合、そういった機関がなかなか想定しづらい。法務省人権擁護機関は、非常に謙抑的な対応を取っていると思うし、それぞれの削除要請などについて理由があるものが多いと思うが、やはりそれを第三者が評価する仕組みを整えていかないと、なかなか法規制の導入も難しいのではないかと思う。そういった共同規制機関のようなものを育成する仕組みを、人材育成なども含めて、政府で取り組むべき項目の中に加えていく必要があるのではないかと思う。【大谷構成員(第24回会合)】



これまでの主な意見

【DSA:透明性・アカウンタビリティ確保の規律について】

- □ 各国とも透明性というものが極めて重視されている。そして、こういう分野における共同規制をつくるときに、しばしば 言及されるキーワードが、透明性と救済、モニタリングの3つ。透明性は、森先生がおっしゃっていただいたとおり。救済は、まさしくこの文脈では、削除等に対する救済。そして、モニタリングは、大谷先生からもあった第三者によるモニタリングというところもあれば、欧州のデジタルサービス法で言えばデジタルサービス調整官やデジタルサービス会議が、公開された情報を真正性というところも含めてしっかりモニタリングしていく。あるいは救済メカニズムがちゃんと機能しているかというところをしっかりしていく。特に、ヨーロッパの透明性で重視されているPtoBレギュレーションでも、この3つのキーワードが大変重視されていて、この3つのトライアングルをどう考えていくかが大変重要になってくる。【生員構成員(第24回会合)】
- □ デジタルサービス法では、プラットフォーム事業者の規模に応じた規律、あるいはルールの在り方というものを分けて 規定しているというものが非常に興味深く、重要だと思う。国民の非常に多くが利用していれば、そのリスクも大きい。 そして、その規模がゆえに、実施できる対応というのも違ってくる。この共同規制的な制度設計をするに当たっても、この規模をどう図るかというのが大変重要である。【生具構成員(第24回会合)】
- □ 資料1の24ページに記載されているシステミック・リスクとその軽減措置について、まさしく情報を削除するわけではないが、様々なインターネット、SNSなどのサービスで生じるリスクを軽減することができる措置は、様々な形で、まさにこの研究会でも、様々な創意工夫を含めて、議論の対象になってきたところだと思う。 こういうことを、まさにこれと必ずしも特定するわけではなく、全体的な方向性を示して、後押ししていくような共同規制の枠組みということも、今後、もし法的な措置を考えていくのであれば、視野に入れる必要があると感じた。【生具構成員(第24回会合)】
- □ この**取組あるいは取組の透明性をしっかりしていくということが大事であるという点について、異論はなかった**と思う。 【宍戸座長(第24回会合)】
- □ プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化では、生具構成員がおっしゃったような、**救済が実効的になされているのかという観点が重要**だと思う。【宍戸座長(第24回会合)】
- □ 透明性アカウンタビリティー確保についての制裁は、やはり事業者の規模に応じて、その遵守を確保し得る程度のものでなければいけない。【宍戸座長(第24回会合)】



【ドイツにおけるネットワーク執行法】

- ドイツ国内の登録者数が200万人以上のソーシャルネットワーキングサービスは、「ネットワーク執行法」(2017年 10月発効)に基づき、透明性レポートを半年に1回公開する義務がある。ネットワーク執行法に基づく透明性レポートでは、違反報告数、削除件数、違法な投稿を防止のための取り組み、報告への対応に関する社内体制などの事項等について記載が求められる。
- 削除の要否等について各事業者で判断しかねる事例については、認定自主機関(FSM)に相談して、判断を委ねる仕組みとなっており、2020年には13件の相談があった。
- 連邦司法庁は、コンテンツが削除されなかったことが「制度上の機能不全」に基づく場合に、秩序違反が認められるとの判断を行う。過料の執行事例としては、Facebookの2018年上半期の透明性レポートについて内容に不備があるとの理由により、Facebookに200万ユーロの罰金支払いを科した(これまで罰金が課せられた事例はこの1件のみ)。
- 2020年9月に閣議決定された同法の評価レポートでは、法の目的はかなりの程度で達成されており、プラットフォーム事業者の違反報告の管理と公的説明責任が大幅に改善されたこと、規則の詳細な実行はまだ不十分であるが、法の構造的な脆弱性によるものではなく、プラットフォーマによる実施の部分的な不十分さによるものであること等が挙げられた。また、法による過剰な削除(オーバーブロッキング)の懸念については、現時点ではオーバーブロッキングの兆候は認められないが、その危険については、常に、また、将来においても真摯に考慮しなければならないこと等が挙げられた。
- 2021年4月に、SNS事業者に対し、特定の重大事案について、投稿を削除するのみならず、犯罪構成要件に該当する投稿内容及び投稿者に割り当てられたIPアドレス等について捜査機関に通報する義務を課すネットワーク執行法の改正が施行された。



【フランスにおけるインターネット上のヘイトコンテンツ対策法】

- 2020年5月に、オンライン・ヘイトスピーチに対処することを目的として、インターネット上のヘイトコンテンツ対策法が 議会で可決されたが、<u>憲法院に付託され合憲性の審査が行われた結果、コンテンツの過剰削除を促進する可能性が</u> あるとして、大半の条項が違憲とされた。違憲とされた条文を削除する形で2020年6月に同法は公布・施行された。
- 改正法の原案では、
 - ①<u>違法コンテンツの削除等(コンテンツ</u>編集者・ホスティング事業者に対し、テロの扇動・称揚や児童ポルノ拡散に係る違法コンテンツについて、行政機関からの通知受領後1時間以内の削除又はアクセス不能化を義務付け)
 - ②<u>罰金額引上</u>(上記①や違法コンテンツ対策に関するプロバイダの既存の各種義務に違反した者に課す罰金の額を7万5000ユーロ」から25万ユーロ(法人の場合は最大125万ユーロ)に引き上げ)
 - ③<u>違法コンテンツの削除等</u>(オンライン・プラットフォームに対して、ヘイト等を含む明らかな違法コンテンツについて、通報から24時間以内の削除等を義務付け、当該義務に違反した者に25万ユーロの罰金)
 - ④オンライン・プラットフォームへの命令・罰金 (視聴覚高等評議会(CSA)は、ヘイト等に関する明らかな違法コンテンツのオンライン拡散対策に係る各種義務を遵守させるため命令を行うことができ、従わない場合に最大で2,000万ユーロ又は前年度世界年間売上高の4%のいずれか高い方を超えない額の金銭的制裁を科すことができる)といった4つの内容が規定されていたが、①・③・④について違憲判断が下され、条文が削除された。

【フランスにおける情報操作との戦いに関する法律(フェイクニュース対策法)】

○ 2018年12月に、「情報操作との戦いに関する法律」が成立し、選挙の3ヶ月前から投票日までの期間、プラットフォーム事業者に対して<u>透明性確保のための義務</u>(広告の出稿者の情報や金額等の公表)や、偽情報の流通に対して関係者等申立があった場合に<u>裁判官の決定により流通防止を命令する仕組み</u>(裁判官は48時間以内に決定を出さなければならない)が設けられている。



【米国における通信品位法230条】

- 通信品位法(1996年)第230条では、プロバイダは、①第三者が発信する情報について原則として責任を負わず、 ②有害なコンテンツに対する削除等の対応(アクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置)に関し、責任を問われないとされており、言論の自由を重視する立場から、プロバイダには広範な免責が認められてきた。
- <u>近年、プラットフォーム事業者が米国議会の公聴会に出席を求められ、インターネット上の違法・有害情報対策及</u>び通信品位法230条に関して議論が行われている。
- 共和党政権時代には、プラットフォーム事業者の政治的偏向や、政治的発言に対する検閲への懸念から、2020年5月にトランプ大統領(当時)が、「プラットフォーマによるオンラインの検閲の防止に係る大統領令」に署名。オンライン上の言論の自由を確保するため、プラットフォーマによる、恣意的なユーザ投稿の削除等を限定する方向の規制の提案や明確化を連邦通信委員会(FCC)に要請するよう、国家電気通信情報庁(NTIA)に指示を行った(FCCでは通信品位法230条の改正について検討が行われていたが、2021年1月、FCCはトランプ元大統領の選挙敗北を受けて方針を変更し、230条を明確化する意向は無いと表明)。
- 他方、民主党では、テクノロジー企業のモデレーションの欠如と、フェイクニュースや違法有害コンテンツの発信・拡散 に対して通信品位法第230条が提供する広範な免責規定について懸念が示されている。
- 2021年1月、大統領選挙結果を巡り、トランプ大統領(当時)の支持者らが米連邦議会議事堂を襲撃する事件が発生。これを受けて、プラットフォーム事業者各社は、トランプ大統領の行為が暴動を煽ったとして、トランプ氏の関連アカウントの凍結を行った。加えて、アプリマーケット事業者やホスティング事業者は、トランプ大統領の支持者が利用するSNSサービスに対して、アプリの利用停止やサーバの利用停止などの措置を取った。

2. フェイクニュースや偽情報への対応に関する 現状と課題



(1) 現状と課題 ①これまでの対策の方向性

論点

- 近年では、誹謗中傷の問題に加えて、インターネット上でのフェイクニュースや偽情報(以下「偽情報」という。)の流通の問題が顕在化しており、特に、新型コロナウイルス感染症や米国大統領選挙に関する偽情報に接触する機会が増加している。
- この点、特にSNSを始めとするプラットフォームサービスは、経済活動や国民生活などの社会基盤になりつつあり、情報流通の基盤にもなっていること、また、プラットフォームサービスの特性が偽情報の生成・拡散を容易にし、これらの問題を顕在化させる一因となっていると考えられることから、特にこうしたプラットフォーム上の偽情報への適切な対応が求められる。
- これらの状況を踏まえ、我が国における偽情報への対応の在り方について記載した当研究会の報告書を2020年 2月に策定・公表した。
- <u>偽情報対策について、PF事業者の取組は十分か</u>。昨年2月の報告書を踏まえ、<u>官民の取組は適切に進められて</u>いるか。



プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書(2020年2月) 第6節 我が国におけるフェイクニュースや偽情報への対応の在り方

- 1 自主的スキームの尊重
- 2 我が国における実態の把握 →p.44~「(1)②流通状況」
- 3 多様なステークホルダーによる協力関係の構築 $\rightarrow p.50 \lceil (1) \otimes 1.$
- 4 プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保 →p.58~「(2)プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果」
- 5 利用者情報を活用した情報配信への対応 →p.60「(2)プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果」
- 6 ファクトチェックの推進 →p.51「(1)③ 2. 」
- **7 ICTリテラシー向上の推進** →p.53「(1)③ 4. 」
- 8 研究開発の推進 →p.54「(1)③ 5.」
- 9 情報発信者側における信頼性確保方策の検討 →p.52「(1)③ 3.」
- **10 国際的な対話の深化** →p.55「(1)③ 6.」



【日本における偽情報の流通状況や発信・拡散傾向】

<NRI発表(第26回会合)>

- 2021年3月の調査結果によると、<u>直近1か月での偽情報への接触率は75%</u>。3割程度の人は、偽情報に週 1回以上接触している。偽情報を見かけることが多いジャンルは、新型コロナウイルス及びスポーツ・芸能系関連。直 近1ヶ月の間での新型コロナウイルス関連の偽情報に接触した層は半数程度。拡散経験層は3割弱程度。
- 新型コロナウイルス及び米国大統領選挙に関する個別の18個の偽情報について調査を行ったところ、4割程度の回答者が見聞したものがある。健康関係のコロナ予防、海外へイト関係、大統領選関係が誤認されやすい可能性。
- <u>偽情報を信じた場合や真偽不明だと思った際、4割の回答者は情報を共有・拡散</u>していた。過去調査(2020年6月)と比較し、共有・拡散割合は減少傾向(5%減)。共有・拡散した理由は、「情報が正しいものだと信じ、他人に役立つ情報だと思った」(37%)、「真偽不明だが、他人に役立つ情報だと思った」(34%)、「真偽不明だが、情報が興味深かった」(30%)、「他人への注意喚起」(29%)の順に多い。
- 新型コロナウイルス関係の偽情報を信じなかった理由としては、「常識に照らして正しくないと思った」(65%)、「テレビ放送局の報道で知っていた」(22%)の順に多い。あとから偽情報だと気づいたきっかけは、「テレビ放送局の報道」(25%)、「このアンケート」(18%)、「政府による情報」(11%)、「ネットニュースサイトやニュースアプリの情報」(11%)、「SNSの情報」(10%)の順に多い。
- Twitter (53%)、YouTube (30%)の利用者は、当該サービスにおいて、偽情報があたかも真実又は真偽 不明として投稿されているのを見かけることが多い。過去調査と比較すると、各主要メディア毎に割合は減少傾向にあるが、YouTubeは増加(8%増)。
- Twitter (40%)、民間放送(21%)の利用者は、当該サービスにおいて、偽情報に関する注意喚起を見かけることが多い。過去調査と比較すると、各主要メディア毎に割合は減少傾向(特に民放放送:17%減)。
- <u>新型コロナウイルス関連の各プラットフォーム事業者のインフォデミック対策の認知度は全体的に低く、1割程度</u>。



【日本における偽情報の流通状況や発信・拡散傾向 (続き)】

<山口准教授発表(第26回会合) >

- 2020年には、<u>年間 2,615 件(1 日平均7.2件)の疑義言説が拡散</u>。新型コロナウイルス関連・米国大統領 選挙関連の偽情報が拡散。
- 新型コロナウイルス関連10件・国内政治関連10件の実際の偽情報について調査を行ったところ、特に<u>新型コロナウイルス関連の偽情報接触率が高い(45.2%)</u>。10代の接触率が最も高いが、あらゆる年代層で接触している。全体で51.7%の人は1つ以上の偽情報に接触している。
- 偽情報と気づいた割合は、新型コロナウイルス関連が58.9%、国内政治関連は18.8%と、ファクトチェック済みの 偽情報でも多くの人が偽情報と気付けていない。情報リテラシー(読解力・国語力)が高い人は偽情報に騙されにく い。ソーシャルメディアやメールへの信頼度が高いと偽情報に騙されやすい。マスメディアへの不満や自分の生活への不 満が高いと偽情報に騙されやすい(特に、国内政治関連の偽情報)。
- 偽情報の種類によって有効な行動は大きく異なる。新型コロナウイルス関連では「1次ソースを調べる」「情報発信者の姿勢やトーン、感情を考える」が有効。国内政治関連では「情報の発信主体を確認する」「情報が発信された目的を考える」が有効。「ネットで他の情報源を探し、確認する」も全体的に有効。
- 拡散手段として最も多いのは「家族・友人・知り合いに直接話した」が10.3%。次いでメッセージアプリが多く、身近な人への拡散が多い。Twitterは3位の4.3%。偽情報接触後に偽情報と気付かずに拡散する割合は26.7%。国内政治の方が新型コロナウイルス関連よりやや割合が高い。
- 大量の人に拡散した「スーパースプレッダー」は全体で1%以下しかいないが、拡散数では約95%を占めるなど、ごく 一部の拡散者が偽情報拡散の大部分を広めていた。一方、スーパースプレッダーはソーシャルメディアからの訂正情報 で考えを変えやすい傾向にある。

【日本における偽情報の流通状況や発信・拡散傾向(続き)】

- 〈藤代准教授発表(第27回会合) >
- 偽情報は、マスメディアも含めたインターネットにおけるニュースの生態系(生成・拡散の構造)の問題である。
- インターネットのニュースでは、<u>ミドルメディア</u>(マスメディアとパーソナルメディア(ソーシャルメディアを含む)の中間的存在。ネットの話題や反応を取り上げるニュースサイト、まとめサイト、トレンドブログなどが代表例。) <u>が話題や議論の流れに影響を与えている</u>。2017年の衆議院選挙の偽情報の分析によると、15個のうち10個がtwitter、5個がミドルメディアが発信源。
- 偽情報は、ミドルメディアを中心に、メディア間の相互作用で成長していく。ソーシャルメディアでの話題をニュースサイト・まとめサイトなどのミドルメディアが編集し、それをマスメディアが取り上げる。また、ミドルメディアが、マスメディアの話題とソーシャルメディアの反応を組み合わせてソーシャルメディアに拡散する。記事配信を通して大きな影響力を持つポータルサイトに到達し、ポータルサイトから、ミドルメディアやソーシャルメディアに拡散する(フェイクニュース・パイプライン)。
- ミドルメディアの典型的な記事の作り方として、「こたつ記事(取材が不十分な、こたつでも書ける低品質な記事)」の問題がある。ネットの反応は多くの場合情報源やデータが提示されておらず、話題の捏造が可能。
- コンテンツの内容が間違っていてもページビューを稼げば広告収入で儲かる仕組みにより、正確な記事を書くインセンティブがないため、偽情報の方が「得」な状況。ミドルメディアの多くが運営元がサイトに表示されておらず正体不明。運営元を表示しなくても検索結果に表示され、広告収入が得られる。
- 記事の配信や検索表示によりアクセスが流入、広告収入がミドルメディアの活動を支えている。偽情報を拡散する 特定のサイトやソーシャルメディアのアカウントへの対応が不十分で生成・拡散を助長している。対策が不十分なことで、 既存メディアの記事や映像は偽情報に使われ、間違ったり、歪んだりした内容が拡散してしまっている。



【日本における偽情報の流通状況や発信・拡散傾向(続き)】

- <鳥海教授発表(第26回会合) >
- 偽情報の拡散要因として、①メディアによる拡散、②人間の非合理性が挙げられる。
- 具体的な偽情報に関してtwitter上の拡散状況を分析すると、<u>似たような発信・拡散を行う人々の集まり・ネットワーク(クラスター)が複数存在</u>しており、主に<u>陰謀論</u>を発信するクラスター、<u>偽情報を否定</u>するクラスター、<u>面白おかしく反応</u>するクラスターなどが存在。また、それぞれのクラスターにおいて、政権支持・政権批判を行う人々が積極的に拡散しているケースがみられる。<u>偽情報に触れて積極的に拡散しているのは偏った一部の人々である可能性</u>。
- 確証バイアス: 先入観の影響により、自らに都合のいい情報に触れると真実だと信じてしまう。
- <u>認知的均衡理論</u>:人間には、好きと嫌いとの均衡状態を維持したいという心理があり、自分が好きな人が好きなものを好きなことは安定状態、その逆が不安定な状態となる。偽情報に触れた際、真実性よりも認知的均衡を保つために、自分が好きな人の発言が偽情報であってもそれを信じてしまうことがある。
- <u>ソーシャルポルノ仮説</u>: コンテンツを消費して快感を得ることが目的であり、ニュース等を見るときに、情報を得ようという観点よりも楽しもうという観点を重視する態度。この観点により、偽情報が消費・拡散されることがある(調査結果によると、偽情報を拡散した人のうち32.7%は「情報が興味深かったから」という理由で拡散)。



これまでの主な意見

【実態把握・モニタリングについて】

□ COVID-19や、最近の事件を見ていると、個々のプラットフォームだけを見ていても難しく、プラットフォームからプラットフォームへデータが移ったり、まとめサイトで広がったり、あるいはSNSはごく少数だったのに、それをマスメディアが取り上げて拡散したりなどといったことが非常に目立つ。単独のプラットフォームだけではなくて、もう少し実態としてそういった情報が回っていく姿というのを明確にして、それぞれで何をすべきかというのを考えていくようなモニタリングの仕組みが必要と感じた。【寺田構成員(第24回会合)】



【ディープフェイクについて】

くみずほリサーチ&テクノロジーズ発表(第27回資料)>

- 「ディープフェイク」は、「ディープラーニング」と「フェイク」を組み合わせた造語。現在では人工知能を用いて、実際には 存在しないリアルで高精細な人物の映像・動画を制作する行為や、それらで制作された映像・動画について指すことが多い。対義語として「チープフェイク」が存在(動画の再生速度を調整したり、画像編集ソフトを用いて画像の必要な部分を切り取る等の簡単な処理で作成する技術等)。
- ディープフェイクは、海外の事案が多いが、我が国の事例としては、2020年10月にディープフェイクポルノ動画をアップロードしていた2人が逮捕された。2021年4月には、加藤官房長官が地震に関する記者会見で笑みを浮かべる画像がTwitterに掲載された(のちに削除)。
- ディープフェイクで作成された動画は増加傾向。オランダの情報セキュリティ調査会社によると、2020年12月には8.5万件の動画を検出。2018年以降、6か月ごとに約2倍のペースで検出数が増加。国別にみると、米国が42%と最も高いが、日本は5番目の5.6%。分野別に見ると、「エンタテイメント」55.9%、「ファッション」23.9%、「政治」4.6%。

これまでの主な意見

【その他・フェイククラウドについて】

□ 違法・有害情報の問題の一つがいわゆるフェイククラウド、フェイク群衆と言っていいのか分からないが、問題を増幅していく一つの原因として、botによる拡散や、同一人物による複数アカウントの利用で、ある意味、炎上を水増しするようなところがあって、それがさらにその問題を増幅させているのかなと思っていて、フェイクニュース、要するに、有害情報を増幅させるフェイククラウドの問題も重要。【山本構成員(第24回会合)】



論点

- 【1. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築】
- <u>多様なステークホルダーによる多面的な議論が行われているか。プラットフォーム事業者、ファクトチェック機関、メディ</u>アなど関係者間の協力が進んでいるか。
- 偽情報流通の実態を正確に把握し、その対応について多面的に検討すべく、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることを目的として、2020年6月に「Disinformation対策 フォーラム」が設立された(事務局:一般社団法人セーファーインターネット協会)。
- 議論のスコープについてはインターネット上のSNS等で個人のユーザが発信する「デマ」の類を対象とし、①フェイクニュースを巡る実態・最新の研究成果、②事業者における取組、③関連団体における取組、④今後の取組の方向性を内容とする中間とりまとめが2021年3月に公表された。
- 中間取りまとめの今後の取組の方向性として、①ファクトチェックの取組に関する今後の取組、②リテラシー向上の取組に関する今後の取組、③シンポジウム等の公開のイベントを開催検討する旨が示された。

これまでの主な意見

【事業者団体の取組について】

□ いろいろな取組をされているが、権利侵害情報と違い、何がフェイクニュースであるのか、何が問題のある投稿なのかはなかなか難しい判断となる。そういう意味で、SIAの取組は非常に重要だと思う。何を問題視して、どう対応するか、よく分からない状況で情報交換をし、踏み込んだ検討をしていくという活動をされているが、これは非常に重要。SIAに限らずやっていただければと思う。【森構成員(第25回会合)】



論点

【2.ファクトチェックの推進】

- ファクトチェックの活性化のための環境整備が進められているか。
- 〇 ファクトチェックの普及活動を行う非営利団体である「ファクトチェックイニシアティブ(FIJ)」において、日本におけるファクトチェック普及活動が進められている。
- 2020年2月に、FIJの新型コロナウイルス特設サイトが設置され、日本で流通する新型コロナウイルスに関連する 言説・情報のうち、これまでにメディアやファクトチェック機関によってファクトチェックや検証が行われた情報の一覧を表示。 加えて、国外における新型コロナウイルスに関する国外のファクトチェック情報を掲載。Yahoo!ニュース、LINEニュース、 グノシー、gooニュースに掲出。
- 2020年4月に、新型コロナウイルスをめぐる日本関連ファクトチェック情報を海外向けに発信するため、 <u>FIJが英語</u> 版特設サイトを開設 (COVID-19 Japan-related Fact-checks)。日本に関連するファクトチェック情報を英語で公開し、国際ファクトチェック・ネットワークのメンバーに情報提供。海外の団体への調査協力や、日本国内のメディアパートナーのファクトチェック活動に対する支援を強化。
- FIJにおいて、メディアパートナーによるファクトチェックの容易化及びファクトチェックの質・量の向上を目的とし、疑義言 説集約システム(FCC)、疑義言説データベース(Claim Monitor)、ウェブアプリ(FactCheckNavi)等の<u>ファ</u> クトチェック支援システムを運用。
- Claim Monitorでは2020年に合計2615件の疑義言説を補足。FIJメディアパートナー(毎日新聞・InFact・BuzzFeed等)のファクトチェック記事数は、2019年の計34本から2020年には計164本に増加。

これまでの主な意見

【ファクトチェックについて】

□ ファクトチェックのファクトチェックをする団体が存在しない点について、この研究会でこの問題を検討する必要がある と思う。【新保座長代理(第27回会合)】



論点

- 【3.情報発信者側における信頼性確保方策の検討】
- <u>インターネット上におけるメディア全体の情報の信頼性の確保方策について、メディアやプラットフォーム事業者等の関係者間で検討が進められているか。</u>
- 「Disinformation対策フォーラム」において、一般社団法人日本新聞協会・日本放送協会・一般社団法人日本 民間放送連盟がオブザーバ参加し、プラットフォーム事業者・メディア関係団体・有識者との対話や情報共有が進めら れている。
- フォーラムにおいて共有されたメディア関連団体の取組は以下のとおり。
- 新聞社の取組:全国に取材網や取材拠点を有し、発信前に社内で何重にもチェックするほか、不確かな情報に対する取材や検証、デマを打ち消す記事の発信とともに、誤った情報によって引き起こされた差別や偏見に対しても、対応する記事を発信。教育界と協力し、NIE(Newspaper in Education)という、教育現場で新聞を活用して情報リテラシーの向上を推進する取組を実施。
- <u>放送事業者の取組</u>:放送法の規律に加え自律的な取組を行っており、<u>日本民間放送連盟は放送倫理基本綱領(日本放送協会と共同作成)、放送基準、報道指針等を定める</u>ほか、SNS上の情報については、投稿者のプロフィールの確認や投稿者へのコンタクト等を通じて、事実か否か確認の上での報道を行う等の対応を実施。日本放送協会はSoLT(Social Listening Team)というチームを立ち上げ、SNS の情報をリアルタイムで観察し、事件事故の最新の状況や変化をいち早く捉え、キャッチした一次情報を報道に繋げている。また、「フェイク・バスターズ」という番組の放送により、積極的にファクトチェック情報を発信し、これら取組の方針は、「NHK 放送ガイドライン2020(インターネットガイドライン統合版)」において公表。



論点

- 【4. ICTリテラシー向上の推進】
- <u>政府や各ステークホルダーにおけるリテラシー向上の推進に向けた活動は十分か。既存のICTリテラシー向上の取組</u> に係る整理や様々な主体の連携促進が行われているか。
- 総務省では、偽情報に対抗するリテラシーの向上のための様々な啓発活動を実施。
- 「インターネットトラブル事例集(2021年版)」において、エコーチェンバー・フィルターバブル等のSNSの仕組みや、 情報を鵜呑みにしないための確認方法を記載。関係省庁・関係団体と連携して全国の学校等やSNSユーザ等へ周 知するなど、様々なチャネルを活用して周知を実施。
- 「上手にネットと付き合おう!〜安心・安全なインターネット利用ガイド〜」を公開。ネットの時代における偽情報に関 する特集ページに、情報を鵜呑みにしないための確認方法や日本における偽情報の実態などを周知。
- 「e-ネットキャラバン」の講座内容に、偽情報への対応を追加。



論点

【5. 研究開発の推進】

- プラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションに関して、AIを活用した技術について研究開発を推進している か。
- ディープフェイクなどの新たな技術による偽情報に対抗する技術に関する研究が進められているか。
- 諸外国では、ディープフェイクで作成された動画を検出する技術・ツールの開発が進められている (Microsoft 「Video Authenticator」、 Sensityの「DEEPFAKE DETECTION」等が実用化)。マカフィー社ではAIを活用しディープフェイクの検出を行う「ディープフェイクラボ」を2020年10月に設立。ディープフェイク検出技術の公募コンテスト「(deepfake detection challenge) が2019年12月~2020年5月に開催。Facebook, Microsoft,米国の大学等が設立。
- 我が国では、2020年に科学技術振興機構(JST)の戦略目標「信頼されるAI」のもとで、「インフォデミックを克服するソーシャル情報基盤技術」が採択された(研究代表者:国立情報学研究所(NII)越前功教授。2020年12月から5.5年間)同研究は、「AIにより生成されたフェイク映像、フェイク音声、フェイク文書などの多様なモダリティによるフェイクメディア(FM)を用いた高度な攻撃を検出・防御する一方で、信頼性の高い多様なメディアを積極的に取り込むことで人間の意思決定や合意形成を促し、サイバー空間における人間の免疫力を高めるソーシャル情報基盤技術を確立する。」ことを目的。



論点

- 【6. 国際的な対話の深化】
- 偽情報等への対応に関して、国際的な対話が深められているか。
- 総務省では、誹謗中傷を始めとしたインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際的な制度枠組みや対応 状況を注視し、対応方針について国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図るため、国際的な対話を実施。
- 2021年2月24日に、第26回日EU・ICT政策対話を実施。また、4月15日・16日に、第11回日EU・ICT戦略 ワークショップを実施。日本側からは、「インターネット上の誹謗中傷(Online Harassment)」及び「フェイクニュース("Fake news" & disinformation)」に関する政策動向として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」及び「プラットフォームサービスに関する研究会における最終報告書」について紹介。EU側からは、Digital Services Act(DSA: デジタルサービス法)及びDigital Market Act(DMA: デジタル市場法)について紹介があった。
- 2021年3月11日には、<u>第5回日独ICT政策対話を実施</u>。日本側からは、「インターネット上の誹謗中傷 (Online Harassment)」及び「フェイクニュース("Fake news"& disinformation)」に関する政策動向を 紹介。
- 2021年4月28-29日、<u>G 7デジタル・技術大臣会合</u>が開催され、「Internet Safety Principles」に関する 合意文書を含む大臣宣言が採択された。「Internet Safety Principles」の中で、特に、<u>事業者の違法・有害情</u> 報への対応措置に関する透明性・アカウンタビリティを世界・国・地域のレベルにおいて果たすことが求められるとされた。



プラットフォームサービス事業者における偽情報等への対策状況ヒアリング 質問項目

1. 前提(サービス概要)

- ① 対象サービス名・サービス分類
- ② 加入者数、月間アクティブユーザ数又は書き込み数

2. 「我が国における実態の把握」関係

- ① 偽情報等の発生・拡散状況を把握できる体制 分析・調査の有無
- ② 日本における偽情報等の発生・拡散状況、結果公表
- ③ 研究者への情報提供、利用条件
- ④ ③についての削除の方法・仕組み(AIを用いた自動検知機能の活用等)
- ⑤ 不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数

3. 「多様なステークホルダーによる協力関係の構築」関係

- ①産学官民の協力関係の構築
- ②具体的な役割
- ③議論を踏まえた取組

4. 「プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保」関係

- (1) 偽情報等に関するポリシー
- ①(i)禁止行為(ii)削除等の対応

(2)削除等の対応

- ①偽情報等に関する申告や削除要請の件数
- ② (i)偽情報等に関する申告や削除要請に対する削除件数、(ii)アカウントの停止数
- ③偽情報等に関する主体的な削除件数(AIを用いた自動検知機能の活用等)
- ④③についての削除の方法・仕組み(AIを用いた自動検知機能の活用等)
- ⑤削除以外の取組(i)警告表示(ii)表示順位の低下 (iii)その他の取組内容
- ⑥不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数

(3)削除要請や苦情に関する受付態勢・プロセス

- ①一般ユーザからの申告・削除要請への受付窓口・受付態勢、対応プロセス
- ②対応決定時における通知の内容、理由の記載の程度
- ③一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームの規模・人数
- ④ ③の部署・チームに関する日本国内の拠点の有無、日本における責任者の有無
- ⑤ 削除等への苦情や問い合わせに対する苦情受付態勢及び苦情処理プロセス

(4)透明性・アカウンタビリティの確保

- ①コンテンツモデレーションのアルゴリズムに関する透明性・アカウンタビリティ確保方
- 策、AI原則・ガイドライン等の参照
- ② 透明性レポート 日本語で閲覧可能か
- ③ 取組の効果分析

5.「利用者情報を活用した情報配信への対応」関係

- ①広告表示先の制限
- ②広告出稿制限
- ③ターゲティング技術の適用に関する規定
- ④広告のアルゴリズムに関する透明性・アカウンタビリティ確保方策、AI 原則・ガイドライン等の参照
- ⑤出稿者の情報や資金源の公開
- ⑥広告とコンテンツの分離
- ⑦その他の透明性・アカウンタビリティ確保方策 ユーザへのツール提供

6. 「ファクトチェックの推進」関係

- ①ファクトチェック結果の表示 具体的な仕組み・基準
- ②ファクトチェックを容易にするツールの開発及び提供
- ③ファクトチェックを実施する人材の育成
- ④ファクトチェック機関との連携

7.「ICTリテラシー向上の推進」関係

- ①普及啓発の取組・投資
- ②他のステークホルダーとの連携・協力・投資

8. 「研究開発の推進」関係

- ①AI技術に関する研究開発
- ②「ディープフェイク」対策の研究開発

9. 「情報発信者側における信頼性確保方策の検討」関係

- ①信頼性の高い情報の表示
- ②ニュースの選別・編集に関する透明性・アカウンタビリティ確保方策
- ③メディアとの連携体制構築 具体的検討・取組
- ④情報源のトレーサビリティ確保、なりすまし防止・認証

10. その他

①意見•補足



偽情報への取組の透明性・アカウンタビリティ確保状況に関する評価の概要

○ ヒアリング項目のうち、2~9の項目を総論的に「主な評価項目(案)」をとして記載。次ページ以降、 ヒアリングシートにおける各事業者の回答の概要を記載。

プラットフォーム事業者における透明性・アカウンタビリティ確保状況の主な評価項目(案)

項目	ヤフー	Facebook	Google	LINE	Twitter
我が国における実態の把握 (2. 関係)					
多様なステークホルダーによる 協力関係の構築(3. 関係)					
プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保(4. 関係)					
利用者情報を活用した情報配信 への対応(5. 関係)					
ファクトチェックの推進(6. 関係)					
情報発信者側における信頼性確 保方策の検討(9. 関係)					
ICTリテラシー向上の推進 (7. 関係)					
研究開発の推進(8. 関係)					



- ヒアリング結果に関する全体的な傾向
 - ・我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウンタビリティ確保の取組の進捗は限定的。
 - ・<u>多様なステークホルダーによる協力関係の構築や、ファクトチェック推進、ICTリテラシー向上に関しては、まだ十分とは</u> <u>言えないものの、我が国においても取組が進められつつある</u>。
- 「我が国における実態の把握」関係(2.関係)
 - ・<u>我が国において適切に実態把握を行ってその結果を分析・公開しているPF事業者は見られなかった</u>。総務省等によるユーザへのアンケート調査や研究者によるサービス上の情報流通についての調査によると、我が国において偽情報の問題が顕在化しているにもかかわらず、ヒアリング結果によると、プラットフォーム事業者は自らのサービス上の偽情報の流通状況についてそもそも実態把握ができていなかったり、「偽情報の問題は生じていない」旨の回答があったため、PF事業者の認識や実態把握と調査結果とのギャップが生じている。
 - ・実態把握に資する取組として、Twitterは研究者に向けて無償の学術研究用データ提供を実施している。
- 「多様なステークホルダーによる協力関係の構築」関係(3. 関係)
 - ・SIAは「Disinformation対策フォーラム」を主催し、Facebook、Google、ヤフー、Twitterがフォーラムに参加。Z ホールディングスは「デジタル時代における民主主義を考える有識者会議」を開催。Googleは、ジャーナリズム支援や、 国際大学GLOCOM の研究プロジェクト「Innovation Nippon」の支援などを実施。



- 「プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保」関係(4. 関係)
- ・いずれの事業者も、我が国におけるプラットフォーム事業者による偽情報への対応及び透明性・アカウンタビリティ確保の取組の進捗は限定的。
- ・ヤフー:ヤフーニュースには掲載情報の正確性・信頼性確保を目的とするポリシーは存在するが、一般ユーザーが投稿するCGMサービスでは偽情報を直接禁止するポリシーが存在しないため、偽情報という切り口からの削除件数等は示されていない(関連する他のポリシーでの対応)。
- ・Facebook:新型コロナウイルス関係や選挙・政治関係等に関して、グローバルのポリシーを具体的に設けており、削除・警告表示・表示順位抑制等の対応を行っている。他方で、偽情報に関する削除件数等については、 我が国の件数も、グローバルの件数も示されていない。
- ・Google:新型コロナウイルス関係の偽情報に関するグローバルなポリシーを具体的に設けており、削除等の対応を 行っている(新型コロナウイルス関係以外は関連する他のポリシーでの対応)。グローバルな対応件数を公 開しており、それに加えて、構成員限りとして日本での数値を公開。
- ・LINE:利用規約において偽情報の意図的な流布行為を包括的に禁止している(ただし、偽情報に特化したポリシーは存在しない)。新型コロナウイルス関連として、食料品等の買い占めを煽るものについて臨時的に対応した件数についてのみ公開。
- ・Twitter:新型コロナウイルス関係・選挙関連・ディープフェイク等に関して、グローバルのポリシーを具体的に設けており、削除やラベルの付与を実施。グローバルの削除件数も具体的に公開しているが、我が国の件数は公開されていない



- 「利用者情報を活用した情報配信への対応」関係(5.関係)
 - ・広告表示先(配信先)の制限:<u>いずれの事業者においても、一定の禁止規定や特定の基準に満たない媒体・サイトへの広告配信を制限する規定が設けられている。</u>
 - ・広告の出稿内容に関する制限:いずれの事業者においても、偽情報を内容とする広告について、一定の禁止規定 が設けられている。
 - ・政治広告に関する制限: LINE及びTwitterでは政治広告が禁止されている(Twitterはグローバルに一律禁止)。Googleでは、日本において一般的な政治広告は許可されているが、選挙広告は禁止。
 - ・ターゲティング技術の適用に関する規定:上記の「広告の出稿内容に関する制限」に該当する偽情報の広告や政治広告はそもそも配信が禁止されているためターゲティング技術の対象とならない旨を説明している事業者が多い。なお、ヒアリング結果からは、(出稿が許されている)政治広告について、どのようなターゲティング技術に関する対応が行われているかについては明確になっていない(ヤフーは政治広告に関するターゲティング技術の適用に関する規定を設けるべきか検討中)。
 - ・出稿者の情報や資金源の公開、透明性レポートの公開等:<u>すべての事業者において、広告に関する何らかの透明</u>性確保方策が行われている。
 - ヤフー:広告出稿者の情報の明示を広告サイト内に明示することを広告掲載基準に規定。政治広告の資金源公開については、今後必要に応じて検討。広告審査等に関する透明性レポートを公開。
 - Facebook:「広告ライブラリ」において、出資者・金額・リーチした利用者層などの情報を7年間保存し検索可能。
 - Google: 広告主や所在を公開する広告主認証プラグラムを導入し、2021年5月に日本でも導入済み。米国等では選挙に関する透明性レポートを公開(日本では選挙広告は禁止のため未提供)。
 - LINE: ターゲティング広告に使用される「みなし属性」について、推定のためのアルゴリズムに影響する要素(友だち登録した公式アカウント、購入したスタンプ等)に関する説明をプライバシーポリシー等において明記。
 - Twitter:現在政治広告について全面禁止されているが、以前配信されていた政治広告や論点広告について、広告透明性センターにおけるアーカイブ情報を提供。



- ○「ファクトチェックの推進」関係(6.関係)
 - ヤフー及びgoogleでは、我が国におけるファクトチェック推進団体やファクトチェッカーとの連携等が進められている。 FacebookやLINEでは、我が国における具体的な取組は行われていないが、諸外国では取組が行われている。
- ・ヤフー:ヤフーニュースでは、FIJと情報共有連携を行い、メディアや専門家の記事を掲載するほか、20年度に引き続き、21年度も情報連携及び資金面での支援を実施。UGCサービスでは、ファクトチェッカーとの連携は行われていない。
- ・Facebook:グローバルな取組として、独立したファクトチェッカーがコンテンツを審査し、ラベル付けを行う。ラベル付けされたコンテンツをシェアしようとする利用者や過去にシェアした利用者に通知。ファクトチェッカーが偽情報と評価したコンテンツは、表示順位低下などの表示抑制を実施。偽情報を繰り返し配信する違反者に対して、配信数抑制や収益化や広告機能停止など措置を実施。国際ファクトチェックネットワーク(IFCN)に認定された独立した第三者ファクトチェッカーと提携を行っているが、我が国では、IFCN認定ファクトチェッカーが存在しないため未実施。
- ・Google: Google検索及びGoogleニュースにおいて、一定の基準を満たす第三者ファクトチェッカーにより作成されたファクトチェックのラベルが表示される。グローバルな取組に加えて、我が国においては、FIJ、InFact 及びBuzzFeed Japan 等に対し、Fact Check Tools の利用方法に関するワークショップを実施。この結果、2021年3月、Buzz Feed Japanが、Google Fact Check Tools を使用開始。
- Twitter: 特段の取組なし
- ・LINE: LINE Taiwanでは、偽情報等を抑制するための官民パートナーシップを2019年に締結し、台湾行政院および4つのファクトチェック機関と協力し、ニュース配信プラットフォームであるLINE TODAY上に偽情報等のファクトチェック検証の結果を表示する取組を実施。ユーザー自らが疑わしい投稿等をLINEから送信し、検証結果を得ることができるチャットボットを提供。我が国ではファクトチェッカーとの連携は行われていない。



- ○「情報発信者側における信頼性確保方策の検討」関係(9. 関係)
 - ・「Disinformation対策フォーラム」において、既存メディアや有識者との情報共有や協議が進められている。
 - ・いずれの事業者も、新型コロナウイルス感染症関係の政府(内閣官房や厚労省等)など、公共性の高い情報をサービス内で優先表示させる仕組み等を積極的に実施。
 - ・ニュースサービスでは、提携媒体の選定基準策定やテクノロジーの活用等により信頼性の高い情報を掲載。
 - ・その他、Googleでは、質の高いジャーナリズムの支援として、2019年に、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し報道機関を支援するため、ジャーナリズム緊急救援基金を通じ、日本の28の報道機関に助成金を提供。Google ニュースラボはジャーナリスト及び大学生に対し、偽情報を認識するスキル等のジャーナリズムにおけるデジタル技術提供及び活用ワークショップを提供。2015年以来、1万人以上がトレーニングに参加。今後、FIJ とのファクトチェックスキルや経済的支援などのさらなる提携を検討。
- ○「ICTリテラシー向上の推進」関係(7.関係)
 Facebook・Google・LINEでは、我が国において偽情報の問題に対応したリテラシー教育に関する取組が行われている。Twitterの取組は、偽情報対策に資する内容となっているか不明。ヤフーは今後実施予定。
 - ・ヤフー:2021年度において教育現場(大学)において情報リテラシー教育を実施する予定。こうしたリテラシー教育の授業・研究を通じて、啓蒙コンテンツを作成しYahoo!を中心にグループで活用する予定。
 - ・Facebook:アジア太平洋地域の専門家と協力して、「みんなのデジタル教室」を立ち上げ。日本の中学生・高校生を対象に、偽情報が発信される動機や、情報を受け取る側の視点を考え、偽情報を見分けるための様々なポイントについて、アクティビティを通じて学ぶ授業を展開。
 - ・Google:「Google News Initiative」を筆頭に、数多くのメディア・リテラシープログラムを立ち上げ。我が国において、ファクトチェックを含む主要なオンラインリテラシーのトピックを扱うオンライン・リテラシー・カリキュラムをこれまでに 10 万人以上の中学生・高校生に提供。その他、「Grow with Google」「ウェブレンジャー」等のプロジェクトを実施。
 - ・LINE: ワークショップ授業・講演活動等を2012年より累計で約10,000回以上実施。LINEみらい財団では、教育工学や授業デザインを専門とする研究者と共同で、独自の情報モラル教育教材の開発を行い、ウェブサイトで公開。
 - ・Twitter:公式アカウントやヘルプセンターページでの情報提供を実施



- ○「研究開発の推進」関係(9.関係)
- Facebook、Google、Twitterではそれぞれグローバルな取組としてディープフェイク対策のための研究開発が行われている。ヤフー、LINEではディープフェイク対策の研究開発は行われていない。
- Facebook: 2019年9月に100万ドルの助成金により「Deep Fake Detection Challenge」を立ち上げ、ディープフェイクを検出するためのより研究やオープンソースツール開発を支援。
- ・Google: 2019 年、Google は、高性能なフェイクオーディオ検出器を開発するための国際的な取組を支援するため、合成された音声に関するデータセットの公開を発表。また、Jigsaw と共同で、Google が作成したビジュアルディープフェイクの大規模なデータセットを発表。
- ・Twitter: Adobe、ニューヨークタイムズ、Twitterが協力し、ディープフェイク対策に関して、デジタルコンテンツの信頼 性確保を目的とした業界標準開発のためのイニシアティブを発表。



これまでの主な意見

【偽情報等への対応に関する事業者ヒアリング・ヒアリングシートについて】

- □ 我が国における実態の把握について、グーグルのトランスペアレンシーレポート以外、ほとんど記載が見られない。この問題について、実態を常に把握し続けるということが何より重要であり、特にプラットフォーマーにおいては、それを把握できる立場にいると思うので、ある程度コストもかかるところかと思うが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。 【生具構成員(第25回会合)】
- □ 我が国における実態の把握について、グーグルは一定程度書いていただいたが、それ以外の事業者は、ぜひとも次回以降はこの情報をいただきたい。そうしなければ、アカウンタビリティーの確保もできないことになる。アカウンタビリティーや透明性については、場合によっては法的介入も必要だと思うため、特に我が国における実態の把握ということをやっていただきたい。【森構成員(第25回会合)】

【政治的影響について】

- □ 今回、米国大統領選の取組について説明いただいたが、これは適切な問題設定だと思う。昨年2月の最終とりまとめ後に起こった、米国大統領選でいろいろな問題について、ソーシャルメディアが一定の関係をしていると思っている。象徴的なのはトランプ大統領のアカウント停止や、パーラーの追放だが、そこに至った経緯について、一定の複雑なソーシャルメディアとの因果関係があるだろうと思う。新たな論点として米国大統領選をスポットで見るとともに、政治的プロセスに対する影響、民主主義についての影響というものを、もう一つ長期的な論点・視点として追加していただき、そのことについて、この検討会で検討を深めていくのがいいのではないかと思う。【森構成員(第25回会合)】
- 政治広告をマス向けではなくターゲティングで行うことは禁止をしていただきたい。【森構成員(第25回会合)】



【EUにおける欧州民主主義行動計画(EDAP)】

- 欧州委員会は、EU全域でより強靭な民主主義を構築することを目的に、2020年12月に欧州民主主義行動計画を公表。①自由で公正な選挙の促進、②メディアの自由の強化、③偽情報への対抗措置の3つの柱により構成される。
- 偽情報への対抗措置に関しては、
 - ①偽情報の発信者に対するコストを科すための取組
 - ②プラットフォーム事業者が署名した「the Code of Practice on Disinformation(偽情報に関する行動規範)」の見直し、co-regulatory framework(共同規制)化
 - ③上記に伴い、オンラインプラットフォーマーに向けて、「行動規範を強化するためのガイダンス(guidance to enhance the Code of Practice)」を発行(2021年春)。その後、EUは新たな行動規範の実施状況をモニタリング
- ④EU内外の偽情報へのメディア・リテラシー向上プロジェクトへ支援と資金提供等の取組について記載。
- プラットフォームの偽情報への取組は、自主的な取組である「偽情報に関する行動規範」に加え、 Digital Services Act (DSA) が加わり、2段構造。EDAPはDSAを補完するものとされており、DSAに示された措置を EDAPにおいて具体化。
- EDAPの3つの柱のうち、「自由で公正な選挙の促進」、「偽情報への対抗措置」がDSAと関連。広告に関して、DSAではすべての広告についての透明性規律等が規定されているが、EDAPでは、政治広告について、政治的文脈におけるスポンサー付コンテンツの分野における透明性の向上を確保するための法律について提案。



これまでの主な意見

【欧州民主主義行動計画】

- 政治広告は透明性の問題ではないと思っている。もちろんマス広告であれば、一つの表現なので、透明性ということになるかと思うが、行動ターゲティング広告で政治広告をやることは話が違うと思う。それは、表現と言えるのかどうか疑わしい。広告だから表現ではないかと言われるかもしれないが、これは対象者の特性をふまえて、その人に特別に配信されるもの。これは言ってみれば、個宅訪問の政治活動や電話で政策説明をしているものと性質として変わらないと思う。一番重要なのは、パーソナルな、検証をされないコミュニケーションが可能であるという意味で、ターゲティング広告の政治広告は、表現と言っていいのかどうか疑問である。むしろ、直接的コミュニケーションに近いのではないかと思うので、政治広告を行動ターゲティング広告で配信するのは、一律に禁止するべきだと思う。行動ターゲティング広告で、ある種のパーソナライズをSNSにおいて行うことが、トランプの垢BANや、パーラーの追放を招いているわけで、結局そうなったのは、どこかにエコーチェンバーやフィルターバブルという問題があったわけですから、やはりそういうこととの関係でも、特に、政治的文脈でのパーソナライズについては、厳しく見ていく必要があるだろうと思う。【森構成員(第24回会合)】
- □ 政治的な行動ターゲティング広告の規制については、今後の論点として検討していくということになると思う。【宍戸座 長(第24回会合)】
- EU民主主義行動計画の特徴として、「メディアの自由の強化のために、ジャーナリストや市民社会を戦略的訴訟から 守るためのイニシアチブを提示」とあり、この点は今のところはあまりこの研究会では問題になっていないが、掲示板関係では、SLAPPの動向は既に現れているので、これも注意したほうがいいと思う。特に、このSLAPPは、弁護士が代理人となってやっていることなので、弁護士会に注意しろと提案していただくと、社会正義を標榜している関係で行動するのではないかと思う。みんなが発信できるようになった社会だが、それだけにSLAPPが非常に有効だということになるので、ここについても提案していくことが考えられる。【森構成員(第24回会合)】
- □ EUの民主主義行動計画は、今日の誹謗中傷も含めて、あるいは違法有害情報対策も含めて、重要な論点として、そもそものデジタル社会の民主主義において、市民のキャパシティービルディングをどうやっていくかということが、重要な関心としてあったように思う。【宍戸座長(第24回会合)】



【海外におけるファクトチェック団体の動向】

- 全世界でファクトチェック団体は2020年10月時点で304団体が活動しており、<u>1年前の調査結果と比較して100</u> 団体増加。2016年と比較するとインドネシア、韓国、インド等のアジア地域での増加。
- 大きく分けると、<u>自らファクトチェックを行う「ファクトチェック団体」</u>(Full Fact、FactCheckNI、Poynter Institute、 SnopesMedia Group Inc.、台湾ファクトチェックセンター等)と、ファクトチェック活動の推進等を行う「ファクトチェック関連団体」(ソウル大学ファクトチェックセンター等)に分類が可能。
- 代表的なファクトチェック団体では、ファクトチェック体制(人数)は十数名~最大30名弱程度。ファクトチェック実績は、年間数十~最大2000件程度。Facebookのサードパーティファクトチェックプログラムに加盟するなど、メディアやプラットフォーム事業者との連携が行われている。
- ファクトチェック以外の活動としては、ファクトチェッカー等の人材育成や、ファクトチェック教育コンテンツの作成・公開、ファクトチェックに関するワークショップの開催等が行われている。
- 収入源としては、①寄付や助成金、②IFCN署名済団体におけるFacebookからのファクトチェック作業委託費 (年間数百万~数千万円)、③ファクトチェックコンテンツの外部販売や広告収入、④研修事業の外部提供による 収入確保、⑤他のファクトチェック団体からの活動支援が挙げられる。
- ファクトチェック関連団体であるソウル大学ファクトチェックセンター(SNU)は、メディアと大学が共同で実施する非政治的・非営利型の公共情報サービス。SNUでは、韓国内の新聞・放送・通信・オンラインメディア(30社が登録)のファクトチェック結果を集め、大手SNS事業者ネイバーを通じて公表している。メディア各社が同じフォーマットでファクトチェック結果を登録し、公表されることが特徴。ネイバーからの資金援助を受けている(年間1億円)。また、COVID-19関連のファクトチェック結果については、ソウル特別市のウェブサイト「コロナ19報道機関ファクトチェック」に連動して表示されている。



【海外における偽情報対策教育プログラムについて】

- 欧州ではメディアリテラシー教育に関するプロジェクトが複数立ち上がっており、EUによる資金援助も活発に行われている。
- 欧州委員会によるメディアリテラシー向上の取組を支援する目的のプログラムである「Preparatory Action on Media Literacy for All」では、<u>偽情報に対する教材やサービスの開発、および攻撃者への認識を高める取組を実施。2016年から2020年までの期間に毎年50万ユーロまでの予算を確保し、各プロジェクトの総費用の60%を上限に資金援助を実施。2021-27年には、文化・クリエイティブ産業振興策である「Creative Europe」の枠組みの中で予算を拡大し、新たなメディアリテラシープロジェクト支援が行われている。</u>
- 例えば、ベルギーの非営利団体AISBLでは、<u>偽情報とフェイクニュースに関するワークショップの提供を通じ、若者から祖父母まで幅広い年齢層のメディアリテラシーの向上を図ることを目的</u>としたプロジェクト「GET YOUR FACTS STRAIGHT! (GETFACTS)」が実施されている。GETFACTSの主たるターゲットグループは、若者(14~16歳)とその親と祖父母、また、偽情報への取り組みとメディアリテラシースキルの習得に関心のある人。 2つのセッションから構成される、合計10時間のトレーニングであり、オンラインで実施(一部オフライン)。

3. 今後の取組の方向性



4. 今後の取組の方向性 (i)違法有害情報対策全般

論点

【0.議論のスコープについて】

- インターネット上の誹謗中傷や偽情報といった違法・有害情報の流通に関しては、<u>依然としてSNS等のプラットフォームサービスの影響が大きく、プラットフォーム事業者を中心とした対応が求められる</u>。
- しかしながら、現在のインターネット環境においては、CDN事業者によるコンテンツのキャッシュや、ホスティング事業者によるコンテンツのホストなど、ネット環境の担い手が多岐にわたっており、情報の削除や発信者特定など、違法有害情報対策の実務では、これらのネット環境の複雑化に伴う実効性の低下等が問題となっている。また、プラットフォームサービス以外の、中小の掲示板や、まとめサイト等のミドルメディアにおける違法・有害情報も問題となっている。
- したがって、プラットフォームサービス以外の、CDN・ホスティング(クラウドサービス)・アプリマーケット・ミドルメディア等 も射程に含め、コンテンツ流通メカニズム全体を踏まえながら、引き続き違法・有害情報対策に関する検討を行ってい くことが必要ではないか。
- さらに、ヘイトスピーチ・部落差別・性被害・自殺誘引等、様々な類型の違法・有害情報が問題となっていることから、 これらの誹謗中傷や偽情報以外も含む違法・有害情報全般について対策を行っていくことが必要ではないか。

これまでの主な意見

【ネット環境の全体構造を見据えた対応について】

□ CDN事業者によるコンテンツのキャッシュや、ホスティング事業者によるコンテンツのホストなど、ネット環境の担い手が多岐にわたっている。そのため、情報の削除や発信者特定など、違法有害情報対策の実務では、手続きに時間がかかり煩雑になっているなど、実効性が伴わない場合もある。現在、アクセスプロバイダやコンテンツプロバイダによる単純なネット構造を前提とした制度が整えられてきたが、現実はもっと複雑。CDN事業者の対応も含めて、コンテンツ流通メカニズム全体を踏まえて、PF研の議論の方向性を見極めることが必要。現状を単純な切り口で捉えて制度設計をするとかえって遠回りの場合もある。PF研の射程を広げていく努力も必要ではないか。【大谷構成員(第27回会合)】



違法有害情報対策全般に関する今後の取組の方向性に関する主な論点一覧

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ・実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組む必要があるのではないか
- •e-ネットキャラバン等の青少年向けの取組に加え、大人も含め幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施することを検討していくこと が必要ではないか
- ・総務省や各ステークホルダーによるICTリテラシー向上の取組状況を把握し評価を行うことが必要ではないか

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

<プラットフォーム事業者の自主的取組の支援>

- ・プラットフォーム事業者が自らのサービス上での違法・有害情報の流通状況について実態把握とリスク評価を行うことが必要ではないか
- ・トラステッドフラッガーの仕組みの導入・推進にむけて検討を行うことが望ましいのではないか。<u>人権擁護機関からの削除要請に関し</u>、削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有し、行政側・事業者側双方の削除に関する<u>対応について</u>の透明性を向上させ、円滑な削除対応を促進することが必要ではないか
- ・プラットフォーム事業者は、一定の短期間の間に大量の誹謗中傷が集まった場合へのアーキテクチャ上の工夫について、既存の機能や取組の検証 や新たな対応の検討を行うことが望ましいのではないか

<プラットフォーム事業者による取組の透明性·アカウンタビリティの向上>

- ・<u>我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が図られていない事業者に関しては、特に透明性・アカウンタビリティ確保の取組を進めることが強く求められる</u>のではないか。総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要ではないか
- ・次回以降のモニタリングにおいて、依然として事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないか
- ・①リスクベースアプローチ、②リスク評価と結果公表、③適切な対応の実施と効果の公表、④継続的モニタリング、⑤データ提供、といったといった大枠としての共同規制的枠組みの構築を前提に検討を進めることが適当ではないか

3. 発信者情報開示に関する取組

- ・法施行に向けて関係法令の策定を進め、関係事業者及び総務省の間で新制度の具体的な運用に関する協議を進めることが必要ではないか
- ・プラットフォーム事業者・行政側の双方で、発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが求められるのではないか

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

・違法有害情報相談センターにおいて引き続き相談対応を行い、システム更新、相談機関間の連携強化、相談窓口の周知が必要ではないか



論点

- 【1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動】
- それぞれのユーザが他人を個人として尊重し、SNSを始めとするインターネット上での自らの書き込みに対して他人が 傷つく可能性を想像し、誹謗中傷を行わないよう心がけるなど、ユーザ自身の情報モラルが最も重要である。誰もが誹 謗中傷の加害者になり得るし、誰もが偽情報を拡散する可能性があることを認識することが重要である。
- 実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組 み、体系的で多元的なリテラシー啓発を実施することが必要ではないか(分析結果の例:ごく少数の者がネット炎上 によるネット世論を作る、書き込む動機は正義感、多くの人は誹謗中傷を書いていると気づいていない、等)。
- 総務省は、これまでのe-ネットキャラバン等の青少年向けの取組に加え、大人も含め幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施することを検討していくことが必要ではないか。様々な主体により行われている既存リテラシー施策について整理し、様々な主体の連携を促進することが必要ではないか。こうした総務省及び各ステークホルダーによる取組状況を把握し評価を行うことが必要ではないか。

これまでの主な意見

【ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動について】

□ 誹謗中傷ということで言うと、プラットフォーム事業者による削除や、その責任の追及と救済という問題が当然あるが、資料7の6におけるICTリテラシーの向上といった啓発活動などについても、さらに深掘りをしたり、具体的に、何らかの形で評価できる仕組みというものがあってしかるべきだと思う。【宍戸座長(第24回会合)】(再掲)



- 【2. (1)プラットフォーム事業者の自主的取組の支援】
- 違法・有害情報対策の前提として、まず、<u>プラットフォーム事業者が、自身のサービス上でどのような違法・有害情報</u>が流通しているのか、自ら実態把握とリスク評価を行うことが必要ではないか。
- <u>国は、引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進</u>することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要するのではないか。他方で、取組の透明性・アカウンタビリティの確保方策が図られない場合は、それらに関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与が必要ではないか。
- 誹謗中傷や偽情報のみならず、違法・有害情報全般に共通する対応(ヘイトスピーチ・部落差別・自殺誘引等)として、まず、違法な情報に対して、プラットフォーム事業者をはじめとするサイト運営者は、プロバイダ責任制限法による免責規定を踏まえ、迅速に削除等の対応を行うことが求められる。
- 法務省人権擁護機関等の関係機関からの削除要請を受けた場合には、それらの手続の正当性や専門性も踏まえ、迅速に削除等の対応を行うことが求められることから、プラットフォーム事業者は、我が国におけるトラステッドフラッガーの仕組みの導入や、適切な報告者の認定について検討することが望ましいのではないか。 プラットフォーム事業者・総務省・法務省人権擁護機関による実務者検討会の継続的な開催等により、削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有し、行政側・事業者側双方の削除に関する対応についての透明性を向上させ、円滑な削除対応を促進することが必要ではないか。
- 個別の書き込みが違法な情報か有害な情報の判断が難しい場合も多いこと等を前提に、違法ではないが有害な書き込みについては、自らのポリシーや約款に基づき、適切に削除等の対応を行うこと求められる。
- 削除以外にも、それぞれのサービスの特性に応じた、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報対策を進めることが期待されるところ、ヒアリング結果を踏まえ、特に一定の短期間の間に大量の誹謗中傷が集まった場合に、既存の機能・取組において効果的に対応が可能なのかという点について自ら検証を行い、仮に効果が見られない場合には、更なるアーキテクチャ上の工夫の導入について検討を行うことが望ましいのではないか。



論点

【2. (2) プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウンタビリティの向上】

くモニタリング結果>

○ ヒアリングによると、PF事業者における誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウンタビリティの確保状況には差異が見られる。我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が図られていない事業者に関しては、特に透明性・アカウンタビリティ確保の取組を進めることが強く求められるのではないか。

<モニタリングの枠組>

<共同規制的枠組みの構築>

- 次回以降のモニタリングにおいて、依然として事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないか。
- ①リスクベースアプローチに基づく検討、②特に、リスクの大きい巨大プラットフォームサービスについて、自らのサービスのリスク評価の実施及び結果の公表、③リスクを低減するための合理的・比例的・効果的な対応の実施とその結果及び効果の公表、④政府及び外部研究者等による継続的なモニタリング、⑤モニタリングを可能とするデータ提供、といった大枠としての共同規制的枠組みの構築を前提に検討を進めることが適当ではないか。
- 総務省は、継続的に国際的な法的規制枠組みの検討状況を把握し、<u>国際的対話を深めていくことが適当</u>ではないか。グローバルにサービスを提供するプラットフォーム事業者における適切な対応について、諸外国の情報通信担当部局等と連携しながら、実効的な対応を検討していくことが必要ではないか。G7における「Internet Safety」の成果文書も踏まえ、グローバルにサービスを提供するプラットフォーム事業者においては、グローバルのみならず我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が行われることが重要ではないか。



論点

【2. (2)プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウンタビリティの向上(続き)】

<その他>

- プラットフォームサービス以外のサービス(CDN・ホスティング(クラウド)・アプリストア等)における違法有害情報対策に係る取組についても、必要に応じて今後ヒアリングを行い、透明性・アカウンタビリティ確保を求めていくことが望ましいのではないか。
- ヒアリング結果によると、AIの活用に関して、各社において深層学習を用いた自然言語処理モデルを活用した違法・有害情報への対応がすでに進められていることから、引き続き、これらの取組を進めることが有用ではないか。他方で、AI利活用によるオーバーブロッキング等の懸念もあることから、AIの活用に関して具体的に透明性・アカウンタビリティ確保を図っていくことが望ましいのではないか。
- 具体的なモニタリング事項や法的枠組みの検討に関しては、既存のヒアリングシートを基本として、プラットフォーム事業者と対話を行いながら検討することが適当ではないか。より適切な指標や項目があると考えられる場合には、プラットフォーム事業者は、自らのサービスの特性を踏まえ、代替案となる指標や取組を積極的に示すことが望ましいのではないか。



これまでの主な意見

【プラットフォーム事業者取組の透明性・アカウンタビリティの向上について】

- □ プラットフォームの多様性に応じて、もう一歩踏み込んだレコメンデーションをこの場でまとめていくというのは、すごく意味があることではないか。ソフトロー的な取組としても、あるいは、その先に例えば立法をするとしても、こういうことであれば無理がなく、こういうことは純粋に自主的な取組ではやはりどうしても難しい、といった点が見えてくる上でも非常に重要な手がかりになってくる。【生具構成員(第23回会合)】
- □ イノベーションの観点から、また表現の自由、プラットフォーマー自身の表現の自由の観点からも、我々はプラットフォームに透明性を確保していただかないといけないと思っている。そうしないとプラットフォームの特徴が分からないので、ユーザーがプラットフォームを選べない。自分が表現の場として使っているプラットフォームの特性が分からなければ、自分の表現の許される姿、形も分からず、安全にプラットフォームで表現をすることができない。プラットフォームによる透明性の確保というのは、ある種の生命線だと思う。その部分を対話で行っているが、十分な透明性についての情報をいただいたプラットフォームがある一方で、ほとんどゼロ回答に近いところもあったので、その意味では対話の限界というものを感じる。対話に限界があることが分かったという限度で、DSAを参照して新たな法制度を検討するフェーズに入ってきたと思う。【森構成員(第23回会合)】
- □ 海外事業者の方々について、実際、日本の言論環境にどれぐらい関心を持たれているのか、日本における誹謗中傷の問題にどれぐらい関心があるのか、どれぐらい真剣に取り組んでいるのか、まだ見えないところがあったと思う。実際に日本の言論環境にも関心があって真剣に取り組んでいるのかもしれないし、あるいは、そうではないかもしれない。そこがやはりまだ、今日のいただいている情報だと評価しづらいところもある。今後、さらなる透明性の確保のためにどういったことが必要なのかということについて、しっかり考えていく必要がある。【山本構成員(第23回会合)】
- □ ボーダーライン上の事案について、削除するか否かについて悩んだ、結局、削除した、あるいはしないといった事案についても、プライバシー等の関係で問題ない限り具体的に透明化していくということも、やはり検討する上では重要。 【山本構成員(第23回会合)】





これまでの主な意見

【プラットフォーム事業者取組の透明性・アカウンタビリティの向上について(続き)】

- □ この場で貴重な情報を開示していただいている点とそれが難しい点、また、この問題についての哲学や取組についても御説明いただけているところとそうでないところの線引きが、残念ながら明らかになっている部分がある。今後、誹謗中傷だけではなくて、偽情報対策についてのフォローアップも控えているが、引き続き御協力をお願いすると同時に、やはり対話の限界がある場合についても、今後、この場で議論をしていくこととさせていただかざるを得ない。【宍戸座長(第23回会合)】(再掲)
- □ 中長期的にグローバルなプラットフォームサービスを安心して我が国の国民が使える前提として、自主的な取組を基調としつつ、特に透明性、そして、それに対するモニタリングの継続的な体制を含めた制度的な枠組みや法的根拠をしっかり考えていくことが必要だと改めて感じている。その制度設計において、デジタルサービス法は、様々な面で参考になるところが多いと思う。特にシステミックリスクの大きい非常に巨大なプラットフォームの追加的義務としてリスクの評価を年に1回以上は実施すること、そのリスクを低減するための合理的、比例的、効果的手段を取って、その結果を公表すること、そして、それに対する外部監査を行うことなど。様々なデータを出していくことはもちろんだが、規則の遵守・モニタリングに必要な当局等のデータのアクセスの提供も担保をしていく。グローバルなロー、大枠としての仕組みとの平仄をしっかりと合わせつつ、我が国のリスクの状況に対応した、比例的対応を取っていただくための枠組み(共同規制)について考えていく必要がある。【生具構成員(第25回会合)】



これまでの主な意見

【プラットフォーム事業者取組の透明性・アカウンタビリティの向上について(続き) 】

□ プラットフォーム事業者によって事業が様々であり十把一絡げで考えるのは難しいため、プラットフォーム事業者のポジションをもう少し明確にする必要がある。例えば社会インフラとして見るべきなのか、メディアとして見るべきなのか、私企業の単なる事業として見るべきなのかといったところで、規制の在り方が異なると思う。プラットフォーム事業者は、これらが複数絡み合っているところがあるため、どれが一番ということではないが、例えば社会インフラと見なしてしまうと、公共的側面というのが強くなってくるため、やはり法的な規制が必要になるかもしれないということになるが、メディアとしての位置づけであれば、どちらかといえば共同規制的なアプローチが最適かなと思う。私企業としての位置づけであれば、日本でいけばプロバイダ責任制限法、アメリカでは通信品位法で、自主的な取組に任せるという考え方になるのかなと思う。日本において、そもそもプラットフォームはどのポジションにあって、どのように考えていくべきかというところが、まだ整理されていないため、検討していく必要があると思う。【寺田構成員(第25回会合)】



これまでの主な意見

【国際的な対応について】

□ 近年の関連法・規制の動向として、グローバルな適用範囲・効果をもって情報やデータの流れを規律する、EUの一般 データ保護規則(GDPR)やDigital Services Act規則案など、プラットフォームサービスに係るグローバル・ローの台頭と 言うべき現象があるかと思う。もし仮に、日本での事実状況が把握できないという事態が続くと、日本政府の頭を飛び 越した形でデファクト・スタンダードが決まっていくことにもなりかねない。表現の自由・通信の秘密に関連するところで も、ほかの国の法や規律の効果が日本市場にも及ぶこととなり、気がついたときには、日本固有の発展過程の下で法 制度や政策が積み重ねられてきた、日本ならではの価値を守るという取組では、デファクトとして規律できないというこ とにもつながりうるのではないか。日本での制度設計の前提となるべく、日本で何が起こっているかという現状を明確 かつ全体的に把握することについて、関係者の連携と創意工夫が大事。【山口構成員(第25回会合)】

【AIの活用について】

- □ プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化について、今後、AIをどこまで活用できるのかということについて、この研究会で検討をどこまでできるのか。我が国において、既に総務省のAI開発ガイドライン及び利活用ガイドラインは、諸外国に先行してAIの活用に係る一定の基準を示している。この点、深層学習を用いた自然言語処理モデルが誹謗中傷対策に既に活用されていることが今回のヒアリングの結果から非常によく分かったので、以下の5項目について、次の段階に進むべきではないか。【新保座長代理(第23回会合)】
 - ① 不適切な投稿の検知(自動検知技術の利用の可否)
 - ② コンテンツモデレーションと不適切な投稿の抑止機能や仕組み(投稿制限、投稿警告、非表示、投稿の再考・再検討機会の提供)
 - ③ コンテンツフィルタリングと投稿削除の自動化
 - ④ 投稿削除判断支援(自律システムによる人的判断への自律的支援)
 - (5) 情報共有や連携の可能性(不適切投稿に係る学習済モデルの共有、利用可能手段の連携、削除等の基準)



論点

【3. 発信者情報開示関係】

- <u>法施行に向けて、省令等の関係法令の策定を進める</u>とともに、関係事業者及び総務省の間で、円滑な新制度の施行に向けて、具体的な運用に関する協議を進めることが必要ではないか。
- その際、現在のインターネット環境においては、CDN事業者によるコンテンツのキャッシュや、ホスティング事業者によるコンテンツのホストなど、ネット環境の担い手が多岐にわたっており、情報の削除や発信者特定など、違法有害情報対策の実務では、これらのネット環境の複雑化に伴う実効性の低下等が問題となっていることを踏まえ、プラットフォームサービス以外の、CDN・ホスティング(クラウドサービス)事業者等も加えて協議を進めていくべきではないか。
- 円滑な発信者情報開示制度の運用にむけて、プラットフォーム事業者は、2. (2)に記載の透明性・アカウンタビリティ確保の取組の中で、削除件数以外にも、<u>我が国における発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが望ましい</u>のではないか。また、<u>総務省は、法務省や裁判所等と連携し、行政側でも現行制</u>度及び新制度に関する発信者情報開示の件数等を把握することが求められるのではないか。

【4. 相談対応の充実】

- 違法有害情報相談センターにおいて、引き続き被害者救済のための円滑な運用を行うとともに、ユーザビリティに資するシステム更新等を随時検討していくことが望ましいのではないか。
- 総務省は、複数の相談機関間における連携強化を一層深めていくことが必要ではないか。
- また、相談を必要としている被害者に対して違法・有害情報相談センター等の必要とされる相談機関の相談窓口に関する情報が届くよう、複数の相談窓口の案内図について広く周知を行うなど、引き続き、<u>被害者にとって相談窓</u>口を分かりやすく示すための取組を行うことが必要ではないか。



論点

- 【0. 議論のスコープ・偽情報への対応の方向性について】
- 2020年2月にとりまとめた報告書において記載の偽情報への対策に関する10の方向性について、各ステークホル ダーの取組状況やプラットフォーム事業者のモニタリング状況を踏まえ、継続的に議論を深めていくべきではないか。

これまでの主な意見

【偽情報への対応の方向性について】

■ 基本的には表現の自由を支える哲学は思想の自由市場論であって、どんな意見や情報であってもそれを抑止することはなく、相互に戦い合い反証するといったプロセスを経る中で、何が正しいかが確定していくように、情報を発信しようと思う人が対等な立場で発信できるようにする。特に新規参入を許すとなればこそ、検閲や事前抑制を許さないという日本国憲法21条2項の条文があり、電気通信事業及びインターネットの空間においては、同じ条項に定められている通信の秘密の保障が裏支えしてきた。ところが現在の偽情報やフェイクニュースをめぐる状況は、自由に物を言えるという状況の中で、不均等に力やテクノロジー、あるいはそれを後ろで支えるお金の流れが生じている結果として、非常に短い時間で特定の利用者層に対して、集中的に情報をターゲティングして浴びせることによって、世論や、時間をかけて形成される真偽の判定プロセスが必ずしも機能しない状況が起きている。それに対し、構造的な介入、是正が必要な局面ということだろうと思う。しかし、ここに政府が直接的に介入することについては、非常に難しい問題がある。こういった中でファクトチェック団体やそれをサポートする人々の役割と支援、これまで思想の自由市場の働きを担ってきたマスメディアが、このインターネットの現在の情報流通の中で、一定の収入や体力を確保できるようなバージョンアップを図っていっていただくために様々なステークホルダーとの連携がある。さらに、全体として真偽を合理的に判定するための利用者のリテラシーをどうやって高めていくか。そういった全体像の中で、構成員の発言やこれまでいただいたプレゼンテーション、事業者の様々な取組を総合していった上で、論点を整理していきたい。【宍戸座長(第27回会合)】



偽情報対策に関する今後の取組の方向性に関する主な論点一覧

1 自主的スキームの尊重

・<u>民間による自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、総務省</u>はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要ではないか

2 我が国における実態の把握

・PF事業者の認識や実態把握と調査結果とのギャップが生じていることから、プラットフォーム事業者は、自らのサービス上で生じている我が国における偽情報の問題について適切に実態把握を行い、研究者が分析を行うために必要な情報の無償で情報提供が行われることが望ましいのではないか

3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築

• 「Disinformation対策フォーラム」 「Innovation Nippon」等において継続的に議論・研究が行われることが望ましいのではないか

4 プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保

- ・プラットフォーム事業者は、リスク評価に基づき<u>偽情報への対応を適切に</u> 行い、それらの取組に関する透明性・アカウンタビリティ確保を進めていく ことが求められるのではないか
- ・総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に 行っていくことが必要ではないか。どのような方法や情報により偽情報へ の適切な対応が図られているかどうかを評価することが可能かについて 引き続き検討が必要ではないか
- ・次回以降のモニタリングにおいて、<u>偽情報への対応に関して、事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないか</u>

5 利用者情報を活用した情報配信への対応

・広告の種類・対応に応じてリスクや問題の差異を分析したうえで、 特に、<u>偽情報を内容とする広告の配信やターゲティング技術の適</u> <u>用について</u>は、そのリスクを踏まえ、より注意深い対応と、それに伴 う<u>透明性・アカウンタビリティ確保が求められる</u>のではないか

6 ファクトチェックの推進

- ・プラットフォーム事業者・ファクトチェッカー・ファクトチェック推進団 体・既存メディア等が連携し、取組がさらに進められることが期待されるのではないか
- ・我が国におけるファクトチェック結果を積み重ねて分析を行うこと により、偽情報の傾向分析やそれを踏まえた対策の検討が行われ ることが望ましいのではないか

7 情報発信者側における信頼性確保方策の検討

- ・現代のメディア環境に対応した情報の信頼性の確保の在り方について、既存メディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者など関係者の間で検討を深めていくことが望ましいのではないか
- ・ミドルメディアを中心とした偽情報の生成・拡散・流通メカニズムに 関する実態把握と分析も踏まえ、検討を深めていくことが望ましい のではないか

8 ICTリテラシー向上の推進

・偽情報の特徴を踏まえながら引き続き<u>ICTリテラシー向上施策が</u> 効果的となるよう取り組むことが必要ではないか

9 研究開発の推進

・<u>ディープフェイク等に対抗にするための研究開発や事業者の対応</u> が進められることが望ましいのではないか

10 国際的な対話の深化

・偽情報に関する政策について<u>国際的な対話の深化を深めていく</u> ことが望ましいのではないか



論点

【1. 自主的スキームの尊重】

- 我が国における偽情報への対応の在り方の基本的な方向性としては、引き続き、まずはプラットフォーム事業者を始めとする民間部門における関係者による自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、プラットフォーム事業者等による自律的な対応及び自主的な報告を求め、総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要ではないか。特に、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要するのではないか。
- 違法・有害情報全般に関する透明性・アカウンタビリティ確保と同様に、次回以降のモニタリングにおいて、偽情報への対応に関して、事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないか。

これまでの主な意見

【自主的スキームの尊重について】

- 今後のインフォデミック対策の方向性について、**直接規制に対して謙抑的な姿勢と、そしてファクトチェックの担い手を 多様なものにするということについて賛同**。【大谷構成員(第27回会合)】
- フェイクニュースにどう対応していくかについては、フェイクニュースを減らすような直接的な法制度ではなく、自主的 取組と透明性の確保であるということに賛成。特に透明性の確保については、透明性の中身はある程度はプラット フォーマーにお任せするが、透明性の確保については法規制により厳しくできるのではないか。【森構成員(第26回会合)】



論点

【2. 我が国における実態の把握】

- 研究者による偽情報に関する実態把握や分析が進められているものの、偽情報の流通状況が明らかになっているとは言えないため、偽情報特有の問題の検討に資するよう、以下の点に着目して、引き続き偽情報の実態把握を行う ことが適当ではないか。
- 特に、研究者によるサービス上の情報流通についての調査によると、我が国において偽情報の問題が顕在化しているにもかかわらず、ヒアリング結果によると、プラットフォーム事業者は自らのサービス上の偽情報の流通状況についてそもそも実態把握ができていなかったり、「偽情報の問題は生じていない」旨の回答があったため、PF事業者の認識や実態把握と調査結果とのギャップが生じている。したがって、プラットフォーム事業者は、自らのサービス上で生じている我が国において適切に実態把握を行うとともに、研究者が分析を行うために必要な情報についてプラットフォーム事業者から無償で情報提供が行われることが望ましいのではないか。
- コンテンツ側の偽情報流通の実態把握・分析に当たっては、プラットフォームサービスのみならず、ミドルメディア等も含めた情報流通環境全体を捉えた視点により実施されることが望ましいのではないか。特に、ミドルメディアを中心とした 偽情報の生成・拡散・流通メカニズムに関して、実態把握と分析を進めていくことが必要ではないか。
- SNS上の偽情報が偏った複数の集団・ネットワーク(クラスター)に分かれて拡散しているケースが見られることから、これらの既存の分析をもとに、引き続き偽情報の拡散状況や特徴について実態把握及び分析を行い、偽情報の拡散に有効なプラットフォームサービス上のアーキテクチャ上の工夫や、偽情報に関するリテラシー向上に関する取組など、必要な対応について検討していくことが必要ではないか。



- 【3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築】
- 偽情報への対応に当たっては、多面的な解決策を検討していくことが必要であり、その際、プラットフォーム事業者のみならず、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることが重要と考えられる。
- ヒアリング結果によると、「Disinformation対策フォーラム」や「Innovation Nippon」などにより、我が国において、 産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築や偽情報への対策の検討が進められている。
- したがって、引き続き、「Disinformation対策フォーラム」「Innovation Nippon」等の産学官民の連携の場において、継続的に偽情報への対策に関する議論や研究が行われることが望ましいのではないか。
- 特に、「Disinformation対策フォーラム」においては、フォーラムによる中間とりまとめの記載のとおり、今後、①伝統的なメディア・学術研究機関等と協力を行いながら、ファクトチェックを持続的かつ総合的に行う主体についての具体的検討を進めること、②情報リテラシーの向上のため、多様な主体によるコンテンツの作成や、総務省や関連団体とも協力して総合的な普及啓発の取組を促進することが期待されるのではないか。



- 【4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保】
- ヒアリングによると、いずれの事業者においても、自らのサービス上で生じている<u>我が国における偽情報の問題について</u> <u>適切に実態把握が行われていない</u>。また、<u>我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウンタビリティ確保の取</u> 組の進捗は限定的。
- これらの状況を踏まえ、プラットフォーム事業者は、我が国において生じている自らのサービス上の偽情報の問題について適切に実態把握とリスク評価を行った上で、そのリスクに応じて偽情報への対応を適切に行うことが必要ではないか。また、具体的にどのような取組が効果的かについて、分析を行うことが必要ではないか。さらに、自らの取組に関する透明性・アカウンタビリティ確保を進めていくことが求められるのではないか。 G 7 における「Internet Safety」の成果文書も踏まえ、グローバルにサービスを提供するプラットフォーム事業者においては、グローバルのみならず我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が行われることが重要ではないか。
- <u>総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要</u>ではないか。この際、プラットフォーム事業者に対して具体的に<u>どのような対応や情報公開を求めることにより、偽情報への適切な対応が図られているかどうかを評価することが可能かについて、検討が深まっていないことから、引き続き検討が必要ではないか。</u>
- 違法・有害情報全般に関する透明性・アカウンタビリティ確保と同様に、次回以降のモニタリングにおいて、偽情報への対応に関して、事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないか。



これまでの主な意見

【プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタビリティの確保について】

- 自主的な取組を基本とした対策でよく、基準についてもそれぞれの事業者でやっていくべきものと思う。その代わり、 透明性の確保については、法律による介入も含めた徹底した確保が求められていると思うため、コンテンツに対する 直接の対応については自主的に取り組んでもらい、透明性については法律による介入も含めた強い対応が適切であると思う。【森構成員(第25回会合)】
- 民間事業者の自主的な取組に加えて、日本政府側の責任・責務として何ができるかについて、政府側の責務―憲法上の表現の自由や通信の秘密の要請をはじめとする法令上の責務―として、政府自身が果たす役割を、より明確な形で示す必要がある。日本に限らず様々な国々で、政府の意思決定や公的部門の事業・サービスを、民間のプラットフォームのサービスを用いて行う場面が増えているところ、政府調達ないしは行政手続という観点から、民間事業者側から提供される利用条件とは異なり、政府側が公共のサービスとして必要な条件をあらかじめ提示して、明確に規定した上で、それがきちんと遵守・検証されていき、いわば政府を通じて民間の関連サービスの実態がオープンになっていき、日本での事実状況やベストプラクティスがさらに明確化・明示化されるということができないか。【山口構成員(第25回会合)】
- 権利侵害情報と共通する部分があって、アカウントのバンは同じ問題だろうと思う。もちろん権利侵害情報のほうが明確に判断しやすいが、オーバーキルという話というのもあるため、権利侵害情報であっても、フェイクニュースやヘイトスピーチであっても、反論の機会や異議申立てをプラットフォームとして持つようにすることやその透明性は同じように考えてよい。ただ、権利侵害ではないところの違いも必然的にあるため、その違いを考慮した対応ということになるかと思う。【森構成員(第27回会合)】
- 藤代准教授から運営は正体が不明であり、アカウントやサイトを特定して判断・共有する自主的な仕組みが必要という話があったが、アカウンタブルアイデンティティー(必要になればトレースされ、責任を求められることを意識しながら使うアカウント・アイデンティティー)が、アンアカウンタブルなアイデンティティーよりも広く使われていき、それにより人々の信頼の判断にも影響するというようになるのが重要と思っている。ただ、単に事業者の自主的な対応だと過剰に行われる可能性もあると思う。透明性は必要だが、透明性レポートでどのくらいのアカウントを停止したということだけだと、困ったこともありそうだと思う。透明性を備えると同時に、アピールプロセスを備えていくことも同時に考えていくことが必要と思う。【崎村構成員(第27回会合)】



- 【5. 利用者情報を活用した情報配信への対応】
- <ターゲティング技術の悪用による問題について>
- 行動ターゲティングの技術による政治広告における悪用事例のように、<u>利用者の脆弱性につけ込み偽情報を拡散</u>する使い方が可能であるといった指摘がある。
- ヒアリングによると、いずれの事業者においても、偽情報を内容とする広告や、政治広告の出稿について、一定の制限を設けている。特に、LINE及びTwitterでは政治広告が禁止されており、Googleでは日本において選挙広告は禁止されている。この点、複数の事業者が、偽情報を内容とする広告や政治広告はそもそも配信が禁止されているためターゲティング技術の対象とならない旨を説明している。なお、(出稿が許されている)政治広告について、どのようなターゲティング技術に関する対応が行われているかについては明確になっていない。
- 行動ターゲティング広告における利用者情報の取扱いについては、利用者情報WGにおいても議論が行われているところ、広告の種類・対応に応じてリスクや問題の差異を分析したうえで、特に、偽情報を助長しうるターゲティング技術の適用については、そのリスクを踏まえ、より注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウンタビリティ確保が求められるのではないか。
- <偽情報を掲載しているサイトへの広告配信の問題について>
- <u>また、コンテンツの内容が正しくなくてもページビューを稼げば広告収入で儲かる仕組みが偽情報の生成を支えているといった指摘</u>がある。
- ヒアリングによると、複数の事業者において、<u>偽情報に関連する内容の媒体・サイトや、特定の信頼性基準に満たな</u> い媒体・サイトへの広告配信を制限する規定が設けられている。
- したがって、広告収益を絶つことにより<u>偽情報拡散防止の観点も踏まえ、これらのポリシーに基づき、実効性のある</u> 対応が行われることが求められるのではないか。
- 次回以降のモニタリングにおいて、偽情報に関する行動ターゲティング広告についての対応及び偽情報を掲載しているサイトへの広告配信の問題に関して、事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要ではないか。



論点

【6. ファクトチェックの推進】

- 我が国においても、ファクトチェックの取組が徐々に広がってきているものの、ファクトチェッカーやファクトチェック記事件数は十分とは言えず、ファクトチェックの担い手や社会的認知度・理解度が不足しているという課題は依然として残されていることから、引き続き、プラットフォーム事業者、ファクトチェッカー、ファクトチェック推進団体等が連携し、ファクトチェックの活性化のための環境整備を推進していくことが適当ではないか。
- プラットフォーム事業者においては、①ファクトチェッカー・ファクトチェック推進団体との連携強化(サービス上の情報へのファクトチェック結果の紐付け等)、②資金提供等の取組がさらに進められることが期待されるのではないか。
- ファクトチェッカーにおいては、③国際ファクトチェックネットワーク(IFCN)への加盟、④ファクトチェック体制等に関する透明性・アカウンタビリティ確保が進められることが期待されるのではないか。
- ファクトチェック推進団体においては、⑤人材の育成、⑥市民のリテラシー向上、⑦ファクトチェック支援システム等によるファクトチェックの容易化、⑧透明性・アカウンタビリティ確保、⑨複数のファクトチェッカーによる複合的なファクトチェック環境の構築に向けた取組等を推進していくことが期待されるのではないか。
- そのほか、今後、我が国における<u>ファクトチェック結果を積み重ねて分析</u>を行うことにより、<u>偽情報の傾向分析やそれを踏まえた対策の検討(例えば、更なるファクトチェック支援のための技術導入、プラットフォーム事業者におけるポリシー策定や削除等の対応など)が行われることが望ましい</u>のではないか。
- 「Disinformation対策フォーラム」において、引き続き、プラットフォーム事業者・新聞や放送などの既存メディア・学術研究機関等との間で協力を行いながら、上記の観点を踏まえながらファクトチェックを持続的かつ総合的に行う主体についての具体的検討を進めることが望ましいのではないか。その際、新聞や放送などの既存メディアにおいても、これまでの信頼性のある情報発信の取組の一環として自律的なファクトチェックの担い手となるとともに、ファクトチェッカーやファクトチェック推進団体等に対して、これまで培ってきた知見やノウハウの共有等の支援を行うことなどが期待されるのではないか。



これまでの主な意見

【ファクトチェックについて】

- 今後のインフォデミック対策の方向性について、直接規制に対して謙抑的な姿勢と、そしてファクトチェックの担い手を 多様なものにするということについて賛同。【大谷構成員(第27回会合)】(再掲)
- 第一に、フェイクニュース・偽情報対策としてのファクトチェックは、どの主体が担うかは諸課題があるにしても、チェック機能の担保は重要。今後の日本での展開への期待を込めてのコメントとして、社会的に拡散された情報といういわばアウトプットに対するチェックとともに、その拡散のプロセス自体にも踏み込んだチェック・検証も組み合わせながら進められていくと、さらに望ましいと思う。この点は、藤代准教授が「構造」として指摘した点ともかかわる。特に、伝統的なメディア主体との連携のなかでも、主体間の役割・責任の明確化も必要。



- 【7. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討】
- プラットフォーム上における偽情報の問題に対抗するためには、前述のファクトチェックの推進とともに、信頼性の高い情報の流通を増やし、利用者が容易にそれらを参照できるような環境整備が必要である。
- ○この点、我が国においては、全国的に大きな影響力を持つ新聞社や放送事業者等の既存メディアにおいて、自律的なチェック体制に基づく信頼性のある情報発信がこれまで行われてきたほか、例えば日本放送協会における「SoLT」のようなSNS時代に対応した報道態勢が構築されつつある。その他、「Disinformation対策フォーラム」におけるプラットフォーム事業者等との対話も進められている。
- これらの状況も踏まえつつ、新聞社や放送事業者等の既存メディアにおける情報の信頼性の確保のための取組やノウハウも参考とし、これをネットメディアにも広げていくという考え方も取り入れつつ、引き続き、現代のメディア環境に対応した情報の信頼性の確保の在り方について、メディア関係者の間で検討を深めていくことが望ましいのではないか。
- プラットフォーム事業者においては、新型コロナウイルス感染症等に関して信頼できる政府機関・専門機関・メディア等の情報やそれらへのリンクをサービスの目立つ場所に掲示するなどの取組が積極的に行われているが、認知度が低い(1割程度) ことから、これらの取組を引き続き積極的に行うことが望ましいのではないか。また、前述のとおり、我が国におけるファクトチェックメディア等との連携により、偽情報に対してファクトチェック結果を紐付けて表示する等の取組を進めていくことが望ましいのではないか。
- ニュース配信プラットフォームサービスにおいては、ニュースや情報に関する選別・編集責任等に関するサービスの性質を踏まえながら、利用者のニーズに応じて信頼性の高い情報配信が行われるよう引き続き努めるとともに、情報配信に関する透明性やアカウンタビリティの確保方策を適切に実施することが望ましいのではないか。
- 偽情報の拡散要因について、<u>インターネットにおけるニュースの生態系の問題として、ミドルメディアが大きな影響を与えている</u>ことがこれまでの分析により判明しつつある(いわゆる「こたつ記事」や「フェイクニュース・パイプライン」問題)。
- したがって、インターネット上におけるメディア全体の情報の信頼性をどのように確保していくかについて、ミドルメディアを中心とした偽情報の生成・拡散・流通メカニズムに関する実態把握と分析も踏まえ、「Disinformation対策フォーラム」等の場も活用しつつ、伝統的なメディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者等の関係者間で、ミドルメディア運営事業者との連携可能性等も含め、今後検討をさらに深めていくことが望ましいのではないか。



これまでの主な意見

【偽情報のビジネスモデルについて】

- □ 一番問題となるのが、ミドルメディア。このビジネスモデルが成立している限りフェイクニュースの拡散を止められない、これをどうするかが重要。ただ、具体的にどうするのかという話は非常に難しい。藤代准教授の発表でもあったが、ミドルメディアのほとんどが個人運営でページビューを上げて広告収入を得ることしか考えていない。ニュースの中身が正しいかどうかは全く関知せずどれだけ受けるかということでつくられているので、このビジネスモデルを潰すのがどれだけ難しいのかが分かる。広告が出ないようにするのが重要で、一般的には大手の広告主はブランドセーフティーで止めていると思われているが、一方で、小規模な事業者やいわゆる漫画の海賊版サイトなどのダークサイド側の広告主にとって非常に手頃なメディアであるため、このタイプのサイトは簡単にはなくならない。これは自主規制で何とかなるという話ではなく、一定の規制もいずれ必要になってくるかもしれない。もちろん、検索やニュースサイト、SNSがミドルメディアとつながらないようにしていく対策も必要かと思うが、その続きとして、情報の中身だけを見るだけでなく、その前後のビジネスの流れもファクトチェックの中で明確にしていき情報共有することが重要。これを広告団体とも連携して、明確な流れを見えるようにして一つ一つ潰していく作業が今後必要。それでも難しいということであれば規制を考えていくフェーズに持っていかざるを得なくなると思う。【寺田構成員(第27回会合)】
- □ プラットフォーマーは、フェイクニュースを拡散しているアカウントやサイトの削除や広告を停止すべき。また、しっかりしたコンテンツにお金が流れるようにすることも重要。そして、既存メディアはこたつ記事をやめて、クオリティーの高い報道に注力するようにしていただきたい。インターネットメディアからしてみれば、比べものにならない精度のものを出す力と報道倫理があると思うので、原点回帰をしていただきたい。また、ファクトチェック活動の透明性、アカウンタビリティーも重要。特にこの中でフェイクニュース拡散サイト、ミドルメディアについては、海賊版サイトとの違いは、元サイトが普通のプラットフォームで堂々と商売しているということ。そのため、アカウント停止の対象にできる。それはある種、権利侵害情報への対応と同じであり、これはプラットフォーマーの自主的対応にお任せしつつ、その透明性を確保してもらうことが一つの解ではないかと思う。何がフェイクで何がそうでないのか、判断基準はどうなっているのかに国は口を挟むことなく、プラットフォーマーにお任せしつつ透明性を保証するのが1つの解だと思う。【森構成員(第27回会合)】



これまでの主な意見

【偽情報のビジネスモデルについて】

- □ 何がフェイクニュースかということは難しい面はあるが、フェイクニュースばかり出して、これが止められても仕方ないと みんなが思うアカウントであれば、そこに広告を出すというのは不見識。海賊版のときは、ブロッキングするかどうかの ほうが重要で海賊版を撲滅するかどうかの話ではなくなっていた面があったが、ここではフェイクニュースの弊害を防ぐ という本来の目的に注力して、広告を止めることも広告業界の取組として考えていくべきで、それを本研究会として、 どのようにしてもらうかをウォッチしていくことが重要だと思う。【森構成員(第27回会合)】
- □ コロナの報道について、フェイクニュースまでいかないにしても、消費者を不安にさせるような報道が多く、マスメディアの報道やネットの報道が私たちの生活に影響を与えていることを実感している。消費者はフェイクニュースにどう応えるのかをニュースや報道に求めていると思う。藤代准教授のフェイクニュースのパイプラインの説明は腑に落ちた。ミドルメディアは、どうしてもページビュー至上主義で侮るような報道が多いため、そこで利用者が不安になりツイッターなどで拡散してしまい加担してしまうことが往々にありがちであるため、きちんとした報道をどのように担保していくのかは重要で、今後検討していく必要があると思う。その一方、どこがどのように決めていくのかという問題もある。総論的になってしまうが、安心して利用者がニュースを見ることができるようにしていかなければいけないと思う。【木村構成員(第27回会合)】
- □ ニュースの生態系ということで、実際にフェイクニュースが流れていく。ミドルメディアは単に左から右へ流す機関だとすると、それが一体どこから来てどこに流しているのかを後で実態が分かるような仕掛け、一種のトレーサビリティーが分かるような構造を埋め込んでいくことは、意味があるかなと思う。【手塚構成員(第27回会合)】



論点

【8. ICTリテラシー向上の推進】

- 総務省や一部事業者においては我が国においても偽情報に資するリテラシー向上の取組が行われているが、その他の事業者の既存のリテラシー向上に関する取組は、偽情報に効果的な内容となっているか不明。
- 違法・有害情報全般に関するICTリテラシー向上の推進に向けた取組に加えて、偽情報特有の問題への対応のため、以下の点に着目して、偽情報に対抗するリテラシー向上の推進に向けた取組が行われることが望ましいのではないか。
- 偽情報の実態把握や分析結果に基づき、スーパースプレッダーへの効果的な働きかけ、偽情報に対して効果のある「情報リテラシー」の分析、人間の認知の仕組み、偽情報のジャンル別に異なる有効な情報検証行動、インターネット上の情報の偏りやメディア環境の分析など、偽情報自体の特徴や偽情報が拡散する要因等を踏まえながら引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組み、産学官民が連携し、体系的で多元的なリテラシー啓発を実施することが必要ではないか。
- 偽情報に対抗するために必要なリテラシーについては、例えば、EU等で先行する取組も参考にしつつ、コンテンツを作成し実施していくことが望ましいのではないか。
- <u>偽情報は青少年だけでなく大人であっても拡散しているケースが見られる</u>という分析結果を踏まえ、<u>青少年だけでなく、大人も含め幅広い対象に対して実施することが必要</u>ではないか。その際、総務省は、e-ネットキャラバンやトラブル 事例集等の青少年向けの取組に加え、例えば、デジタル活用支援員の仕組みも活用した取組を検討していくことが 必要ではないか。
- プラットフォーム事業者は、日本向けのリテラシー向上のための取組を実施するとともに、多様な利用者に対して効果的にアプローチするため、行政機関・関連団体・研究者等と協力し、Disinformation対策フォーラム等も活用して、総合的な普及啓発の取組を促進することが望ましいのではないか。



論点

【9. 研究開発の推進】

- ディープフェイクなどの新たな技術を悪用した偽情報が我が国においても出現している。ヒアリングによると、Facebook・Google・Twitterでは、ディープフェイク対策の研究開発が行われている。我が国においては、プラットフォーム事業者によるディープフェイク対策の研究開発は現時点で行われていないものの、研究者による偽情報対策の研究開発が行われている。
- ディープフェイクに対抗にするための研究開発や技術コンテスト等の取組が我が国においても進められることが望ましいのではないか。
- プラットフォーム事業者は、ディープフェイク対策のための研究開発を引き続き行うとともに、ディープフェイク等の偽情 報に対応したポリシーを設けて、悪質度合いに応じて削除やラベルの付与等の適切な対応を行うことが望ましいのでは ないか。この際、日本語への対応や、日本人ユーザに対しても適切な形で対応可能な技術について研究開発を推進 していくことが望ましいのではないか。
- <u>総務省は、諸外国及び国内での偽情報対策に資する研究開発の状況を継続的に把握し、関係者に対して情報共有を行う</u>とともに、我が国における研究者が偽情報への対応に関する研究開発を行う際に必要なデータがプラットフォーム事業者から適切に提供されるよう、プラットフォーム事業者及び研究者と継続的な協議を行うことが望ましいのではないか。

【10.国際的な対話の深化】

- 違法・有害情報全般に関する政策に加えて、<u>偽情報に関する政策についても、国際的な対話の深化を深めていく</u> <u>ことが望ましい</u>のではないか。
- 引き続き、諸外国における検討状況を把握しつつ、我が国においても、偽情報に特有の問題や政策的対応について引き続き検討していくことが必要ではないか。同時に、我が国における偽情報の流通状況や、官学官民の検討状況について諸外国に共有を行い、それらの対話を通じて、特にグローバルにサービスを提供する事業者における適切な対応について、諸外国の情報通信担当部局等と連携しながら、実効的な対応を検討していくことが必要ではないか。